

## 資 料

## フランス海事法〔Ⅰ〕

中村眞澄

吉武雅子 山田泰彦

相原 隆 篠原権蔵 山口和子

## は じ め に

近年、フランス商事法制の分野においては、商法典の形式から離れて、特別単行法が制定される傾向が著しい。毎年発行されるダローズの商法典を開いても、重要な大部分の法規は、実は商法典中の「補遺」(appendice)の部に収められ、伝統的なCode de commerceの規定として残されたものは140カ条にすぎず、しかも1807年のナポレオン商法典いらいその原型をとどめているのは僅か30カ条にすぎないといわれている。

このような傾向にあって、フランス海法もまたその例外ではない。これまでフランス商法典第2編が「海商」(du commerce maritime)と題して規定していた第190条ないし第436条の規定は、時効に関する2カ条の規定(第433条および第433-1条)を残して、ことごとく廃止され、1681年の海事勅令の忠実な承継者であった1807年の海商法典は、今や昔の面影を残さないまでに変容してしまった。

そこで、商法典中の補遺として海商の部に収録されている海事法のうち重要なものを挙げると次のとおりである。

①傭船契約および海上運送契約に関する1966年6月18日の法律第66-420号および同じ名称の1966年12月31日のデクレ第66-1078号

②航海船その他の船舶の地位に関する1967年1月3日の法律第67-5号および同じ名称の1967年10月27日のデクレ第67-967号

③海上保険に関する1967年7月3日の法律第67-522号および同1976年7月16日のデクレ第76-666号

④海上事故（注．船舶の衝突・海難救助・共同海損）に関する1967年7月7日の法律第67-545号および同じ名称の1968年1月19日のデクレ第68-65号

⑤船舶の機装および海上売買に関する1969年1月3日の法律第69-8号および同じ名称の1969年6月19日のデクレ第69-679号

本稿は、上記法令のうち、①傭船契約および海上運送契約に関する1966年の法律とそのデクレならびに②航海船その他の船舶の地位に関する1967年の法律とそのデクレをダローズのCode de commerce 1988年-89年版によって邦訳したものである。

傭船契約および海上運送契約に関する1966年の法律は、第1章「傭船」（第1節 総則、第2節 航海傭船、第3節 定期傭船、第4節 裸傭船、第5節 再傭船）、第2章「物品運送」（第1節 総則、第2節 船荷証券、第3節 契約の履行、第4節 運送人の責任）、第3章「旅客運送」（第1節 旅客運送契約、第2節 運送人の責任、第3節 手荷物、第4節 海上周遊旅行業者）および第4章「港湾荷役業」ならびに附則の全文60カ条の法律規定と、これにそれぞれ対応するデクレ83カ条の規定から成り立っている。

次に、航海船その他の船舶の地位に関する1967年の法律は、第1章「船舶の特定およびフランス国籍」、第2章「船舶の建造」、第3章「船舶所有権に関する行為の方式」、第4章「共有船舶の利用」、第5章「船舶先取特権」、第6章「船舶抵当権」、第7章「船舶所有者の責任」および第8章「船舶の差押え」ならびに附則の全文74カ条の法律規定と、これに対応するデクレ101カ条の規定から成り立っている。

訳出に際しては、次の文献を参照した。

R. Rodière, *Traité général de droit maritime*, Tome I 1967, Tome II 1968, Tome III 1970.

R. Rodière, *Traité général de droit maritime*, Introduction et L'armement 1976.

三三九 R. Rodière et E. du Pontavice, *Droit maritime*, 1986.

E. du Pontavice, *Droit et pratique des Transports maritimes et affrètements*, 1970.

R. Rodière, *Droit maritime, le navire*, 1980.

E. de Pontavice, *Le statut des navires*, 1976.

# 傭船契約および海上運送契約に関する 1966年6月18日の法律第66-420号

## 第1章 傭 船

### 第1節 総 則

#### 法第1条〔傭船契約の意義と本法令の補充性〕

①船主は、傭船契約により、報酬の支払を受けて、船舶を傭船者の利用に供する義務を負う。

②傭船契約の条件および効果は、契約の当事者がこれを定め、その定めがないときは、本章の規定およびその適用のために制定された命令の規定によってこれを定める。

#### 令第1条〔傭船契約に関する法令の補充性〕

傭船契約の条件および効果は、契約の当事者がこれを定め、その定めがないときは、1966年6月18日の法律第1章の規定および本章の規定によってこれを定める。

#### 令第2条〔傭船契約書〕

①傭船契約は、書面によりこれを立証しなければならない。傭船契約書(charte-partie)とは、当事者の義務を記載した文書をいう。

②前項の立証に関する原則は、総トン数10トン未満の船舶にはこれを適用しない。

三三八

#### 法第2条〔船主の先取特権〕

船主は、傭船料の支払を受けるために、運送品の上に先取特権を有する。

#### 令第3条〔運送品に対する船主の供託・競売権〕

①船主は、運送品の陸揚げに際して傭船料の支払を受けていない場合であ

っても、船内に運送品を留置することができない。ただし、船主は、傭船者が保証を提供した場合を除き、運送品を第三者に供託し、これを競売に付することができる。

②前項に定める運送品の供託は、申請に基づく命令をもってこれを許可し、運送品の競売は、即決審理による命令をもってこれを許可する。

### 法第 3 条 [旗国法の適用される場合]

傭船契約は、国際的事項に関しては、当事者の別段の合意ある場合を除き、船舶の旗国法の適用を受ける。

### 法第 4 条 [訴権の消滅時効]

傭船契約から生じる訴権は、1 年の時効によって消滅する。この時効は、普通法にしたがって中断または停止され、かつ、その効果を生じる。

#### 令第 4 条 [時効の起算点]

傭船契約から生じる訴権の消滅時効期間は、次に掲げる時から進行する。

航海傭船については、運送品の全部が荷揚げされた時、または航海を終了せしめた事由が発生した時。

定期傭船および《裸》傭船 (l'affrètement 《coque nue》) については、契約の存続期間が満了した時、または契約の履行が確定的に中止された時。

再傭船については、再傭船が航海傭船であるか、定期傭船であるかにより、上記に定める条件にしたがう。

## 第 2 節 航海傭船

### 法第 5 条 [意義]

船主は、航海傭船により、一つまたは複数の航海を遂行するために、その船舶の全部または一部を傭船者の利用に供する義務を負う。

#### 令第 5 条 [航海傭船契約書の記載事項]

傭船契約書には、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

- 1° 船舶を特定する要素
- 2° 船主および傭船者の名称
- 3° 運送品の数量および種類
- 4° 船積地および陸揚地

5° 船積期間および陸揚期間

6° 傭船料

## 法第6条〔船主の責任と免責事由〕

①船主は、傭船契約書に定められた範囲内で船長が船上において受取った運送品につき責任を負う。

②船主は、命令の定める船主の義務を尽くしたこと、損害が船主の義務の懈怠によらないこと、または船長その他の使用人の航海上の過失に基づくことを証明したときは、前項の責任を免れる。

### 令第6条〔船主の義務〕

船主は、次の各号に定める義務を負う。

1° 傭船契約書に定める業務を遂行するため、堪航能力を有し、適切に武装され、かつ、船員を乗り組ませた特定船舶を、約定の日時および場所において提供し、かつ、航海中その状態を維持すること。

2° 傭船契約書に定める一つまたは複数の航海を行うために船主の負担するすべての注意を尽くすこと。

### 令第7条〔船主の航海管理および商事管理〕

船主は、船舶の航海上の管理および商事上の管理を保持する。

### 令第8条〔傭船者の船積義務と傭船料〕

傭船者は、傭船契約書に定めた数量の運送品を船積みしなければならない。全部の船積みがない場合であっても、傭船者は、約定の数量につき定められた傭船料を支払わなければならない。

### 令第9条〔船積期間および陸揚期間〕

①傭船者は、運送品を船積みし、かつ、陸揚げしなければならない。傭船者は、傭船契約書において付与された期間内に船積みおよび陸揚げをしなければならない。

③船積期間と陸揚期間とを別に定めるときは、これらの期間は、通算することなく別個に計算しなければならない。

### 令第10条〔期間計算の基準〕

碇泊期間の起算点およびその計算は、船積みおよび陸揚げをする港の慣習にしたがい、それがいないときには海事慣習にしたがう。

### 令第11条〔滞船料〕

碇泊期間を超過したときは、傭船者は、追加傭船料として滞船料を支払わ

なければならない。

#### 令第12条 [目的の不能による解除]

傭船契約は、船舶の発航前に、船舶の仕向国との通商が禁じられ、または航海の実行を不可能にするその他の不可抗力の事由が生じたときには、当事者のいずれも損害を賠償することなくこれを解除することができる。

#### 令第13条 [傭船者の船積前の契約解除]

傭船者は、船積開始前に契約を解除することができる。この場合、傭船者は、船主が被った損害およびこれに加えて傭船料相当額を賠償しなければならない。

#### 令第14条 [不可抗力の効果等]

①傭船契約は、船舶の出航が不可抗力により一時的に妨げられた場合であっても、引き続き効力を有し、延着を理由とする損害賠償の請求権は生じない。

②傭船契約は、不可抗力が航海中に生じた場合であっても、引き続き効力を有し、かつ、傭船料の増額請求権は生じない。

③傭船者は、自らの費用をもって運送品を荷揚げすることができる。この場合、傭船者は、傭船料の全額を支払わなければならない。

#### 令第15条 [入港に継続的障害ある場合]

船長は、入港に継続的障害がある場合には、船主および傭船者の合意にもとづく指図にしたがうことを要し、指図がないときには、陸揚げのできる最寄港に入港しなければならない。

#### 令第16条 [船舶の停止と傭船料]

船舶が船主の責に帰することのできない事故により航海中確定的に停止した場合には、傭船者は、割合傭船料を支払わなければならない。

#### 令第17条 [航海途中の陸揚げ]

①傭船者は、航海の途中において、運送品を陸揚げすることができる。ただし、傭船者は、当該航海について約定した傭船料の全額およびその陸揚げによって生じた費用を支払わなければならない。

②前項の傭船者の権利は、船舶が全部傭船の場合にかぎり、これを行行使することができる。

### 第3節 定期傭船

#### 法第7条〔意義〕

船主は、定期傭船契約により、一定の期間、機装した船舶を傭船者の利用に供する義務を負う。

##### 令第18条〔定期傭船契約書の記載事項〕

傭船契約書には次の各号に定める事項を記載しなければならない。

- 1° 船舶を特定する要素
- 2° 船主および傭船者の名称
- 3° 傭船料
- 4° 契約の期間

#### 法第8条〔船主の責任〕

①船主は、運送品の損害が命令の定める船主の義務違反によって生じたことが証明されたときは、その損害につき責任を負う。

②前項の規定にかかわらず、船主は、船長その他の船員の航海上の過失については責任を負わない。

##### 令第19条〔船主の堪航能力担保義務〕

船主は、傭船契約書に定める業務を遂行するために、堪航能力を有し、適切に機装され、かつ船員を乗り組ませた特定船舶を、約定の日および場所において傭船者に提供し、かつ、契約期間中その状態を維持する義務を負う。

##### 令第20条〔航海上の管理〕

船主は、船舶の航海上の管理を保持する。

#### 法第9条〔傭船者の責任〕

傭船者は、船舶の商事上の利用により船舶に生じた損害につき、責任を負う。

##### 令第21条〔商事上の管理〕

①船舶の商事上の管理は傭船者に属する。

②船舶の商事上の利用に固有の費用、特に機関の良好な機能を確保するために適した品質の燃料を船舶に補給する費用は、これを傭船者の負担とする。

##### 令第22条〔船長の義務〕

船長は傭船契約書に定められた範囲内において、船舶の商事上の管理に関するすべての事項について傭船者の指示にしたがわなければならない。

#### 令第23条 [傭船料]

①傭船料は、傭船契約に定められた条件にしたがって船舶が傭船者の利用に供された日から起算する。

②傭船料は、1 ヶ月を単位とし、かつ、前払いで支払うものとする。

③傭船料は、いかなる事由のあった場合にも確定的に取得されるものではない。

#### 令第24条 [オフ・ハイヤー]

船舶が24時間を超えて不稼働状態にあった場合、傭船料は、船舶が商事上利用できなかった期間については発生しない。

### 第4節 《裸》傭船

#### 法第10条 [意義]

船主は、《裸》傭船契約により、傭船料の支払を受けて、一定の期間、艀装および船員の乗組みのない状態で、または艀装および船員の乗組みが不完全な状態で、特定の船舶を傭船者の利用に供する義務を負う。

#### 令第25条 [船主の堪航能力担保義務]

船主は、約定の日および場所において、堪航能力を有し、かつ、予定された役務に適した特定船舶を傭船者に提供する義務を負う。

#### 令第26条 [船舶の固有の瑕疵]

①船主は、船舶の固有の瑕疵による修繕および取替えについて、その費用を負担する。

②船舶が固有の瑕疵により不稼働状態となり、その不稼働状態が24時間を超える時は、その期間について傭船料は発生しない。

#### 法第11条 [傭船者の担保]

傭船者は、船舶の利用から生じる第三者の請求について、船主に対してこれを担保する。

#### 令第27条 [傭船者による船舶の利用]

①傭船者は、船舶を、その通常の用途に合致するすべての目的に利用することができる。

②傭船者は、船舶の資材および設備を使用することができる。ただし、傭船者は、契約終了時に同一品質の同一数量のものを返還しなければならない。

#### 令第28条〔傭船者の費用負担〕

①傭船者は、船舶の維持ならびに第26条に定める場合を除く修繕および取替えについて、その費用を負担する。

②傭船者は、乗組員を雇い入れ、その給料、食料および付随の費用を支払う。傭船者は船舶の利用から生じる費用を全額負担する。傭船者は、船舶に保険を付さなければならない。

#### 令第29条〔船舶の返還〕

傭船者は、契約終了時に、引渡しを受けたときと同じ状態で船舶を返還しなければならない。ただし、船舶および機関の通常の損耗についてはこのかぎりでない。

#### 令第30条〔返還の遅延による違約金〕

傭船者は、船舶の返還が遅延した場合に、最初の15日間については傭船料と同一の金額およびその後の期間については2倍の金額に基づいて算定される違約金を支払わなければならない。ただし、船主がより高額の損害が生じたことを証明した場合はこのかぎりでない。

## 第5節 再傭船

### 法第12条〔傭船者による船舶の利用〕

傭船者は、再傭船契約を締結し、または船荷証券が発行される運送に船舶を利用することができる。

### 法第13条〔傭船者の船主に対する義務〕

傭船者は、再傭船契約を締結した場合であっても、船主に対して傭船契約から生じる義務を免れない。

### 法第14条〔船主と再傭船者との関係〕

①船主は、傭船者に対し請求できる債権の範囲内で、再傭船者に対して未払再傭船料の支払を請求することができる。

②再傭船契約においては、前項に定める場合を除き、船主と再傭船者との間にいかなる直接的な関係も生じない。

## 第 2 章 物品運送

### 第 1 節 総 則

#### 法第15条〔海上物品運送契約の意義と適用範囲—その1〕

海上運送契約により、荷送人は、一定の運送賃を支払う義務を負い、運送人は、一定の物品を、ある港から他の港へ運送する義務を負う。本章の規定は、物品の受取りから引渡しまでの間、これを適用する。

#### 法第16条〔適用範囲—その2〕

①本章の規定は、フランスが締約国である国際条約の適用を受けない運送であって、フランスの港を出発地または目的地として行われる運送に適用され、かつ、上記国際条約の適用が除外されている運送活動に適用される。

②物品に関する裁判外の手続、保存行為および強制執行は、これらの行為が行われるべき地の法律の適用を受ける。

③訴権の消滅時効は、その訴えが提起される法廷地の法律の適用を受ける。

#### 法第17条〔適用範囲—その3〕

本章の規定は、次の各場合にこれを適用する。

1° 傭船契約が締結されていない時は、運送におけるすべての利害関係人

2° 傭船契約の履行において船荷証券が発行されているときは、運送人とその証券所持人との関係

#### 令第31条〔不可抗力による契約の解除〕

①不可抗力の事由により、運送をなすべき船舶の出航が妨げられ、または遅延し、そのため運送が荷送人にとって無益となり、かつ、運送人にとってその責任を生じる危険なくして行うことができなくなったときは、契約は解除される。

②前項の場合において契約が解除されたときは双方の当事者は損害賠償を請求することはできない。

#### 令第32条〔運送人の過失による契約の解除〕

①前条に定める結果が運送人の過失によって生じたときは、荷送人またはその権利承継人は契約を解除することができる。

②荷送人またはその権利承継人は、被った損害の賠償を請求することができる。損害賠償の額は傭船契約および海上運送契約に関する法律第28条の適用により定められる金額を超えることはできない。

## 第2節 船荷証券

### 法第18条〔船荷証券の交付〕

①運送人またはその代理人は、荷送人の請求により、船荷証券を交付しなければならない。

②（1986年12月23日の法律第86—1292号により本項追加）前項の船荷証券は、反対の証明がない限り、これに記載された運送品を運送人が受け取ったことを推定する。ただし、反対の証明は、船荷証券が善意の第三者に移転された場合はこれをなすことができない。

#### 令第33条〔船荷証券、交付時期および記載事項〕

船荷証券は、運送品の受取後にこれを交付する。船荷証券には、当事者、運送品、航海の要素および運送賃を明確にするため適切な事項を記載する。

#### 令第34条〔船積船荷証券〕

船荷証券上になされた《船積み》の記載は、運送品が船内に積み込まれたことを証明する。

#### 令第35条〔船荷証券の記載事項〕

船荷証券には、とくに以下に掲げる事項を明示しなければならない。

a) 運送品を特定するための主要な記号。この記号は、運送品の船積み開始前に、荷送人が書面をもってこれを通告する。記号は、運送品を特定するために十分なものであり、かつ、航海終了の時まで判読に堪えるように表示されたものでなければならない。

b) 場合に応じ、運送品の包および個品の数または容量もしくは重量。これらの事項は、荷送人が書面をもってこれを通告する。

c) 外部から認識できる運送品の状態。

**令第36条〔留保の記載〕**（1987年11月12日の命令第87－922号により本条改正）

①運送人またはその名において船荷証券を発行する者は、船荷証券上の運送品の性質、主要な記号、包もしくは個品の数または重量もしくは容量に関する記載が、実際に受け取った運送品、または《船積み》船荷証券が発行されたときは実際に船積みした運送品を正確に表示していないことを知り、またはそれを疑うべき事由がある場合、あるいは記載事項の正確性を確認する十分な方法がない場合は、記載が不正確であること、それを疑うべき事由があることまたは十分な確認方法がないことを示す留保を船荷証券に記載しなければならない。

②損害の証明は、荷送人または荷受人がこれをなさなければならない。

**令第37条〔原本〕**

①船荷証券は、2通以上の原本をもって作成し、1通は荷送人に、他の1通は船長にこれを交付する。

②（1987年11月12日の命令第87－922号により本項改正）《原本には、運送人またはその代理人がこれに署名しなければならない。》

③（1969年6月19日の命令第69－679号により本項追加）《原本には、日付を記載しなければならない。交付される原本の数は、各通にこれを記載する。》

## **法第19条〔荷送人の担保責任〕**

①荷送人は、自己の通告に基づき船荷証券上になされた運送品に関する記載が正確であることを担保する。

②荷送人により通告された事項が不正確であるときは、荷送人は運送人に対して責任を負う。

③運送人は、記載が不正確であることを、荷送人に対してのみ援用することができる。

## **法第20条〔補償状〕**

三  
二  
九 ①運送人またはその代理人が無留保船荷証券を発行することに同意した場合、荷送人が運送人に対し損害賠償の責任を負う旨の一切の文言または合意は、第三者に対しては効力を有しない。ただし、第三者は、この文言または合意を荷送人に対して援用することができる。

②運送人は、船荷証券に署名した時に知り、または知るべきであった運送品の瑕疵につき故意に留保を付さなかった場合は、自己の責任を免れる

ためにこの瑕疵を援用することができず、かつ、本法第28条に定める責任制限の利益を受けることができない。

### 第3節 契約の履行

#### 令第21条〔堪航能力に関する義務〕

運送人は、いかなる反対の特約にもかかわらず、航海開始前および航海開始時に次の事項につき注意を尽くさなければならない。

- a) 船舶が当該航海の実行および当該運送品の運送に適した堪航能力を有すること。
- b) 船舶の艦装、船員の乗組み、および需品の補給を適切に行うこと。
- c) 運送品の積み込まれる船舶上のすべての場所を適切かつ良好な状態におくこと。

#### 令第38条〔運送品に関する注意義務〕

①運送人は、いかなる反対の特約にもかかわらず、運送品の船積み、取扱い、積付け、運送、保管および荷揚げを適切かつ慎重に行わなければならない。

②運送人は、当事者間の合意または船積港の慣習にしたがい、運送品について通常の注意を尽くさなければならない。

#### 令第39条〔運送品の提供〕

荷送人またはその代理人は、当事者間の合意または船積港の慣習によって定められた日時および場所において運送品を提供しなければならない。

#### 令第40条〔航海中断の場合の義務〕

①航海が中断された場合、運送人またはその代理人は、運送品の積替えおよび約定された目的港までの運送が確実に行われるよう注意を尽くさなければならない。これに反した場合、損害賠償の義務を負う。

②運送人は、中断の原因のいかにかわらず、前項の義務を負う。

#### 令第41条〔運送賃の支払〕

①荷送人は運送賃を支払わなければならない。

②運送賃が着払いの場合、運送品の引渡しを受けた荷受人もまた債務者となる。

#### 令第42条〔運送賃の額〕

運送賃の額は、当事者間の合意によってこれを定める。

#### 令第43条〔荷送人の義務〕

本命令第39条に定める日時および場所において運送品の提供を行わなかった荷送人は、運送人が被った損害とこれに加えて約定された運送賃相当額を支払わなければならない。

#### 令第44条〔危険物の処分〕

①引火性、爆発性または危険性を有する運送品で、船積みの時に運送人またはその代理人がその性質を知っていたならば船積みに同意しなかったとみなされるものについては、運送人は、賠償責任を負うことなしに、何時でも、いかなる場所においてもこれを陸揚げし、破壊し、または無害化することができる。

②運送人は、運送品の性質を知りながらその船積みに同意した場合、それによって船舶またはその他の運送品に危険を及ぼすおそれが生じたときに限り、当該運送品を陸揚げし、破壊し、または無害化することができる。共同海損としての場合を除き、運送人はいかなる賠償責任をも負わない。

#### 令第45条〔共同海損〕

運送人は、共同海損のために海中に投棄された運送品について、共同海損の分担として運送賃の支払をうけることができる。

### 法第22条〔甲板積み〕

①運送人が、船荷証券上に記載された荷送人の同意または甲板積みを定めた法令の規定によらず運送品を甲板積みにした場合は、沿岸小航海の場合を除き、運送人に過失があったものとする。

②《(1979年12月21日の法律第79-1103号により追加) コンテナ運送に適した設備を有する船舶上にコンテナを甲板積みする場合は、荷送人の同意があったものとみなす。》

#### 令第46条〔運送賃が発生しない場合〕

海難により、または傭船契約および海上運送契約に関する法律第21条および第22条、および本命令第38条の義務違反により運送品が滅失した場合、その運送賃についてはこれを支払う義務を負わない。

#### 令第47条〔運送品の積替え費用・運送賃〕

①本命令第40条が適用される運送品の他船への積替えの場合、運送の中断が傭船契約および海上運送契約に関する法律第27条に列举された免責事由に基づくときは、積替えの費用および運送品の転送を行うための運送賃は、こ

れを運送品の負担とする。

②積替えの費用および運送品の転送を行うための運送賃は、前項の場合を除き運送人がこれを負担しなければならない。

③前2項の場合、運送人は全航海について約定の運送賃を請求することができる。

### 法第23条〔先取特権－その1〕

船長は、運送品の引渡しの後15日間、未収運送賃について当該運送品上に先取特権を有する。ただし、運送品が第三者の手に渡った場合はこの限りではない。

#### 令第48条〔留置権〕

船長は、運送賃の支払がない場合でも、船内に運送品を留置することはできない。

### 法第24条〔先取特権－その2〕

運送品の引渡し後15日の期間が経過する前に荷送人または運送品の請求権を有する者が破産し、または更生整理が開始された場合、船長は、運送賃および共同海損の分担請求権についてすべての債権者に優先する先取特権を有する。

#### 令第49条〔運送品の引渡しと荷受人〕

①船長または船舶代理人 (consignataire du navire) は、荷受人またはその代理人に運送品を引渡ししなければならない。

②荷受人とは、記名式船荷証券においては証券上にその氏名が記載されている者であり、無記名式船荷証券においては到着時に船荷証券を呈示した者であり、また指図式船荷証券においては最後の被裏書人である。

#### 令第50条〔運送人への船荷証券の交付〕

① (1969年6月19日の法律第69－67号により改正) 船荷証券の原本を受け戻したときは、反証のないかぎり運送品を引渡したものと推定する。

②一通の船荷証券により運送品の引渡しがなされたときは、他の船荷証券はその効力を失う。

### 法第25条〔荷送人の責任〕

荷送人は、自己の過失または運送品に固有の瑕疵によって船舶または他

の運送品に生じた損害について責任を負う。

**令第51条〔船舶代理人の責任〕**

船舶代理人は海上運送人を代理する。船舶代理人は、有償の受託者としてその過失につき海上運送人に対して責任を負う。

**令第52条〔貨物代理人の責任〕**

①貨物代理人は荷受人を代理する。貨物代理人は、有償の受託者としてその過失につき荷受人に対して責任を負う。

②貨物代理人に運送品を引渡した運送人は、荷受人に運送品を引渡した場合と同様に免責される。

**令第53条〔未収運送賃の確保〕**

①船長は、運送品の引渡請求がないとき、または引渡しもしくは運送賃の支払に関して争いが生じたとき、裁判所の許可に基づき次の措置をとることができる。

a) 荷受人が保証金の提供に同意しない場合、運送賃の支払のためにする運送品の売却。

b) 剰余金の寄託。

②運送人は、運送賃の不足額については、荷送人に対してこれを請求することができる。

**法第26条〔出訴期限〕**

荷送人または荷受人に対するすべての訴権は、1年の時効により消滅する。

**令第54条〔管轄権〕**

①海上物品運送契約から生じた訴訟は、普通法の原則に基づいて管轄裁判所にこれを提起しなければならない。

②前項のほか、船積港の裁判所または陸揚港の裁判所がフランス共和国の領土内にある場合には、これらの裁判所に訴訟を提起することができる。

**令第55条〔時効の起算日〕**

荷送人または荷受人に対する訴権の時効期間は、運送品の引渡しの日からこれを起算する。

## 第4節 運送人の責任

### 法第27条〔運送人の責任と免責事由〕

①運送人は、運送品の受取りから引渡しまでの間、運送品に生じた滅失または損傷について責任を負う。ただし、運送人が運送品の滅失または損傷が次に掲げる事由から生じたことを証明したときはこのかぎりではない。

- a) 運送人が第21条に定める義務を尽くしたことの証明があった場合を条件とする船舶の不堪航
- b) 船長、水先人その他運送人の使用人の航海上の過失
- c) 火災
- d) 運送人の責めに帰すことのできない事故を構成する事由
- e) 原因のいかんを問わない部分的または全面的なストライキ、ロックアウト、作業の停止または妨害
- f) 運送品の固有の瑕疵または陸揚港の慣習による許容範囲内の運送品の目減り
- g) とくに運送品の包装または記号における荷送人の過失
- h) 相当な検査をもってしても発見できない船舶の隠れた瑕疵
- i) 海上における人命または財産の救助行為またはそのためにする離路

②前項の規定にかかわらず、前項各号の場合において、荷送人またはその権利承継人は、運送品の滅失または損傷の全部または一部が、前項b号に定める過失を除き、運送人またはその使用人の過失により生じたことを証明することができる。

### 令第56条〔損害賠償請求の要件〕

損害の賠償を請求する者は、その損害の発生および損害の額を証明しなければならない。

### 令第57条〔留保の通知等〕

①受取人は、運送品に滅失または損傷が生じたときは、引渡しを受けた時、運送人または陸揚港の運送人の代理人に対して書面による通知をもって留保しなければならない。留保がないときは、運送品は、船荷証券に記載されたとおりの状態で受取人がこれを受取ったものと推定する。ただし、反対の証

明があるときはこのかぎりでない。

②滅失または損傷が外観上明らかでないときは、前項の通知は、引渡の日から 3 日以内にすることができる。この場合、休祭日は算入しない。

③運送人は、受取りの際、運送品の状態につき立会人による確認を請求することができる。

④（1987年11月12日のデクレ第87-922号により追加）《滅失または損傷が一包みまたは一単位の一部につき生じたときは、1968年2月23日および1979年12月21日のブリュッセルにおいて署名された議定書により改正された1924年8月25日のブリュッセルにおいて署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約第4条第5項aにおいて定められた重量による責任制限は、その一包みまたは一単位の損傷または滅失した部分の重量についてのみこれを適用する。ただし、その滅失または損傷が包みまたは単位の全体としての価値に影響を及ぼす場合または利用不能の状態にする場合はこのかぎりではない。》

#### 法第28条〔運送人および被用者等の責任制限〕

（1986年12月23日の法律第86-1292号により改正）①運送品の滅失または損傷に関する運送人の責任は、1979年12月21日ブリュッセルにおいて署名された議定書により改正された1924年8月25日のブリュッセルにおいて署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約第4条第5項aに定められた額に制限することができる。

②運送人、船長または運送人の代理人および荷送人は、前項の規定にかかわらず、その限度額を超える額を約定することができる。

③支払われるべき総額は、契約にしたがって運送品が陸揚げされた場所および日におけるその運送品の価額、または運送品が陸揚げされるべき場所および日におけるその運送品の価額により、これを算定する。

④運送品の価額は、商品取引所における相場をもってこれを決定し、これがないときには、市場におけるその時の価額によって、これらのいずれもないときには、同種および同品質の運送品の通常価額をもって、これを決定する。

⑤運送人は、次の場合において、本条第1項および第2項に定める責任制限を援用することができない。

a) 損害を生じせる意図をもって、または無謀に、かつ、損害の生じ

るおそれがあることを認識して行った運送人の作為または不作為により損害が生じたことが証明された場合。

- b) 運送品の価額が荷送人により通告され、その価額が船荷証券に記載されかつ運送人によって承認された場合。この通告は、運送人による反対の証明がないかぎり、運送人に対して証拠となる。

⑥運送人の使用人は、運送人が第27条および本条の規定により援用することのできる免責または責任制限を主張することができる。ただし、損害が前項 a に定める条件により生じたことが証明されたときはこのかぎりでない。

⑦本条第1項または第2項の規定にしたがい責任を制限するときは、運送人およびその使用人が負担する損害賠償の総額は、第1項または第2項に定める額を超えないものとする。

### 法第29条〔特約禁止〕

次に定める目的または効果を直接または間接に有するすべての約款は、これを無効とする。

- a) 第27条に定める責任につき運送人を免責させること。
- b) 本法が定める運送人の負担すべき証明責任を転換すること。
- c) 第28条の適用により定められた金額を下まわる金額をもって運送人の責任を制限すること。
- d) 運送品の保険契約から生じる利益を運送人に譲渡すること。

### 法第30条〔特約禁止の特例〕

前条の規定にかかわらず、生動物の運送および第22条に定める甲板積貨物の運送において、運送人の責任または損害賠償に関するすべての約款は、これを有効とする。(1979年12月21日の法律第79—1103号により追加)《ただし、コンテナ運送に適した設備を有する船舶上にコンテナを甲板積みする場合はこのかぎりでない。》

三二二

### 法第31条〔荷送人の不正確な通告〕

荷送人が運送品の種類または価額について故意に不正確な通告をなした場合には、運送人は、その運送品の滅失または損傷についていかなる責任も負わない。

### 法第32条〔訴権の消滅期間〕

(1986年12月23日の法律第86-1292号により改正) ①運送人に対する運送品の滅失または損傷に基づく訴権は、1年を経過したときには時効によって消滅する。この期間は、訴権の生じた事故後における当事者間の合意をもって、これを伸長することができる。

②第三者に対する求償の訴権は、前項に定める期間の経過後であっても、被保証人に対する訴権の行使の日またはこの者が請求につきなした和解の日から起算して3ヵ月間はこれを行行使することができる。

③運送人に対する運送品の滅失または損傷に基づく責任追及訴権は、その法的根拠のいかんを問わず、本章に定める条件にしたがい、かつ、その範囲内においてのみこれを行行使することができる。

#### 令第58条〔訴権消滅の起算点〕

運送人または荷受人に対する訴権の消滅期間は、荷受人に対する運送品の引渡または提供がなされた日からこれを起算し、全部滅失のときは運送品の引き渡されるべき日からこれを起算する。

#### 令第59条〔本章の規定の適用範囲〕

本章の規定は、次の各法律関係に適用する。

- 1° 傭船契約が締結されていない場合、運送に係するすべての者の間の法律関係
- 2° 傭船契約の履行において発行された船荷証券に関しては、運送人とその証券所持人との間の法律関係

## 第3章 旅客運送

### 法第33条〔特約禁止〕

三二 本章の規定は、旅客の不利益においてこれを排除することはできない。

#### 令第60条〔適用除外〕

本章の規定は、軍艦および公役務にのみ供される国有船にはこれを適用しない。

#### 令第61条〔強行規定〕

法令第66条から第71条までの規定を除き、本章の規定はこれを強行規定と

する。

## 第1節 旅客運送契約

### 法第34条〔旅客運送契約の定義および適用範囲〕

①旅客運送契約により、船主は約定の航路により旅客を海上運送する義務を負い、旅客は旅客運送賃を支払う義務を負う。これらの義務は乗船切符において確認される。

②本章第2節の規定は、好意運送 (transport bénévole) および密航者にこれを適用しない。

③本章第2節の規定は、海上運送企業の行う無償運送 (transport gratuit) にこれを適用する。

#### 令第62条〔適用範囲〕

①本節の規定は、好意運送および密航者にこれを適用しない。

②本節および次節の規定は、海上運送企業の行う無償運送にこれを適用する。

#### 令第63条〔乗船切符の交付〕

運送人は、前条第2項の場合を除き、旅客に乗船切符を交付しなければならない。乗船切符には、運送契約の当事者（運送人および旅客）を特定するための事項、実施される航海（船舶の名称、乗船の日および地、下船港、寄港する場合には寄港地）、運送賃、ならびに船室の等級および番号を記載しなければならない。

#### 令第64条〔運送契約の譲渡〕

旅客は、運送人の承諾がないかぎり、運送契約の利益を第三者に譲渡することはできない。

### 法第35条〔乗船券〕

総トン数10トン未満の船舶および港湾運送または管海官庁の定める区域内における定期的な運送に従事する船舶については、乗船切符は、運送人の名称および実施する運送を記載した乗船券をもってこれに代える。

#### 令第65条〔乗船券〕

①法令第63条の規定は、総トン数10トン未満の船舶および港湾運送または管海官庁の定める区域内における定期的な運送に従事する船舶にはこれを適

用しない。

②前項の船舶については、乗船切符は、運送人の名称および実施する運送を記載した乗船券をもってこれに代える。

#### **令第66条【旅客の義務】**

①旅客は、乗船切符の定める条件にしたがって乗船しなければならない。

②旅客は、船舶に乗り遅れ、または航海を放棄した場合においても、運送賃を支払う義務を負う。

#### **令第67条【旅客運送契約の解約】**

①旅客運送契約は、旅客が不可抗力により、乗船を妨げられ、または死亡した場合には、旅客またはその権利承継人が乗船前にその旨を通知することにより、これを解約することができる。この場合、旅客は運送賃の4分の1を運送人に支払わなければならない。

②前項の場合、旅客と共に乗船する予定であった家族にも、その請求に基づいて前項の規定を適用する。

#### **令第68条【旅客の債務】**

航海の開始後は、旅客に生じた事故は、旅客の債務につき影響を及ぼさない。

#### **令第69条【発航前の解除】**

①運送人の責めに帰することのできない事由により船舶が発航しなかった場合は、当事者は、損害賠償をすることなく旅客運送契約を解除することができる。

②運送人は、発航を妨げた事由が自己の責めに帰するものでないことを証明しないかぎり、運送賃の半額に等しい額の損害賠償をしなければならない。

#### **令第70条【契約条件の変更による解除】**

運送人が注意を尽した場合を除き、約定の時刻、航程または寄港地に関する一切の重大な変更があった場合は、旅客は、旅客運送契約を解除し、かつ、損害を被ったときはその損害賠償の請求をすることができる。

#### **令第71条【航海中断による解約】**

運送人が自己の責めに帰するものでないことを証明しえない事由により航海が長期間中断された場合は、運送人が同等の船舶により目的地までの旅客運送を行うときを除き、旅客運送契約はこれを解約することができる。ただし、損害賠償の請求はこれを妨げない。

#### **令第72条【旅客の義務】**

旅客は、船内の規則にしたがわなければならない。

#### 令第73条〔管轄〕

①命令第54条の規定は、旅客運送契約により生じた訴権にこれを適用する。

②同条第2項の文言における管轄裁判所は、それがフランス共和国の領土内にある場合は、乗船港または下船港の裁判所とする。

## 第2節 運送人の責任

### 法第36条〔船舶の堪航能力〕

運送人は、約定の航海のために、堪航能力を有し、適切に艤装され、船員を乗り組ませ、需品を補給された船舶を提供し、かつ、維持し、旅客の安全を確保するために一切の注意を尽さなければならない。

### 法第37条〔運送人の責任〕

航海中、または発航港、目的港、寄港地を問わず、乗船時もしくは下船時に人身事故が発生した場合、運送人が前条に定める義務に違反し、または、運送人もしくはその使用人に過失のあったことが証明されたときは、運送人はその損害を賠償しなければならない。

### 法第38条〔海難事故による運送人の責任〕

運送人は、海難事故、船舶衝突、座礁、爆発、火災その他一切の重大な災害による旅客の死亡または傷害につき責任を負う。ただし、事故が運送人またはその使用人の過失によるものでないことを運送人が証明したときはこのかぎりでない。

### 法第39条〔遅延による運送人の責任〕

運送人は、第36条に定める義務の違反に基づく遅延、または運送人の使用人の商業上の過失に基づく遅延により生じた損害につき責任を負う。

三  
二  
八

### 法第40条〔運送人の責任制限〕

(1986年12月23日の法律86-1292号により改正)

①運送人は、旅客の死亡または身体の傷害に基づく債権につき、海事債権についての責任制限に関する1976年11月19日のロンドン国際条約第7条

に定める限度において、損害賠償を支払わなければならない。この限度額は、同条第 1 項に定める計算に基づく額と同額とする。旅客またはその手荷物の運送の遅延に基づく債権については、運送人は、同条約第 6 条第 1 項 6 号に定める限度において損害賠償を支払わなければならない。

②損害を生じさせる意図をもって、または無謀に、かつ、損害の生じるおそれのあることを認識して行った運送人または使用人の作為または不作为により損害の生じたことが証明されたときは、前項の責任制限は、これを適用しない。

#### 法第41条〔時効〕

責任追及訴権は、2 年の時効により消滅する。

##### 令第74条〔時効の起算点〕

①責任追及訴権の時効期間は、旅客が下船した日または下船すべきであった日から起算する。

②旅客が下船後に死亡した場合は、前項の期間は死亡の日から起算する。ただし、この期間は下船の日から 3 年を超えることはできない。

#### 法第42条〔訴権の行使〕

すべての責任追及訴権は、その名目のいかんを問わず、本節に定める条件および限度にしたがってのみこれを行行使することができる。

### 第 3 節 手荷物

#### 法第43条〔運送人の責任制限〕

運送人は、命令の定める限度において、託送される旅客の手荷物および車両について責任を負う。

##### 令第75条〔託送手荷物に関する責任〕

運送人は、託送手荷物の受取証を交付しなければならない。運送人は、託送手荷物について、物品運送の場合と同様に責任を負う。

#### 法第44条〔携帯品および持込手荷物〕

①運送人は、携帯品および持込手荷物の滅失または損傷について、運送

人またはその使用人の過失によることが証明された場合に限り責任を負う。

②運送人が賠償すべき額は、旅客1人について、命令の定める金額を超えない。ただし、運送人に悪意または許しがたい過失があるときはこの限りではない。

③旅客が船長または事務長に寄託した高価品については、責任制限は適用されない。

#### 令第76条〔運賃不払いと持込手荷物〕

①船長は、旅客運賃の支払がない場合においても、持込手荷物を船内に留置することができない。

②船長は、旅客の下船時に、旅客運賃の支払があるまで手荷物を第三者に寄託するよう請求することができる。

#### 法第45条〔運送人の先取特権〕

運送人は、旅客運送契約に関して生じた債権について、託送される旅客の手荷物および車両の売得金の上に先取特権を有する。

#### 法第46条〔時効〕

手荷物の運送に関して生じた訴権は、1年の時効により消滅する。

##### 令第77条〔時効期間〕

手荷物の運送に関して生じた訴権の時効期間は、旅客が下船した日または下船すべきであった日から起算する。

### 第4節 海上周遊旅行業者

#### 法第47条〔海上周遊旅行証券の交付〕

①海上周遊旅行業者は、旅客または旅客団体に対して海上周遊旅行証券を交付しなければならない。この証券が交付されないときは、周遊旅行契約は無効とする。

三  
二  
六

②前項の無効は、旅客のみがこれを主張することができる。

#### 法第48条〔旅行業者の責任〕

周遊旅行証券に記載された海上周遊旅行業者の義務のいずれかが履行さ

れないときは、海上周遊旅行業者は責任を負う。ただし、その不履行が運送契約の履行に関するものであることを海上周遊旅行業者が証明したときはこのかぎりでない。

**令第78条〔周遊旅行券の記載事項〕**

海上周遊旅行券には、次の事項を記載しなければならない。

- 1° 船舶の名称および船型
- 2° 周遊旅行業者の名称および所在地
- 3° 旅客または旅客団体の代表者の名称および所在地
- 4° 客室の等級、番号および運送賃ならびに運送賃に含まれる費用
- 5° 出発港および目的港
- 6° 出発および到着の予定日
- 7° 寄港予定地
- 8° 旅客に約定した付随的役務

**令第79条〔海上周遊旅行証券の構成〕**

①旅客は各自、旅客運送契約に関する事項を記載した海上周遊旅行券のほか、各寄港地ごとに陸上において提供される役務を記載したクーポンの綴りである海上周遊旅行切符を受取らなければならない。

②海上周遊旅行証券は、海上周遊旅行券および海上周遊旅行切符をもって構成する。

**法第49条〔海上周遊旅行業者の損害賠償責任〕**

①海上周遊旅行業者は、旅客または旅客の手荷物につき生じた損害を賠償しなければならない。

②損害が海上運送契約の履行から生じたときは、海上周遊旅行業者は、本法第37条ないし第44条に定める条件と限度額にしたがって損害賠償の責任を負う。

**法第50条〔港湾荷役業の内容〕**

港湾荷役業者は、運送品の船積みおよび陸揚げを実現するすべての作業をなす義務を負い、これには、その作業の事前または事後に必要な倉庫お

よび埠頭における荷役作業が含まれる。

### 法第51条〔港湾荷役業の補充的内容〕

前条に定める作業のほか、港湾荷役業者は、場合により、船舶、荷送人または荷受人の計算において、命令に定めるその他の作業をなすことができる。

#### 令第80条〔法第51条に定める作業〕

①傭船契約および海上運送契約に関する法律第51条に定める作業とは、特に次に掲げるものをいう。

- a) 船積みすべき運送品の陸上での受取りおよび確認ならびにその船積みまでの保管
- b) 陸揚げされた運送品の陸上での受取りおよび確認ならびにその保管および引渡し

②前項の補充的役務は、当事者の合意がある場合または港の慣習にしたがったものである場合には、これを行わなければならない。

### 法第52条〔港湾荷役業者が責任を負う相手〕

港湾荷役業者は、その役務を請求した者の計算において作業をなし、かつ、港湾荷役業者に対する訴権を有する者に対してのみ責任を負う。

#### 令第81条〔運送人の通告義務〕

運送人は、権利承継人から、かつ、その者の計算で、傭船契約および海上運送契約に関する法律第50条および第51条ならびに命令第80条に定める作業を港湾荷役業者になさしめることを委託された場合には、港湾荷役業者にその旨を通知しなければならない。

### 法第53条〔港湾荷役業者の責任と免責事由〕

①港湾荷役業者は、いかなる者の計算において運送品を取扱い、受取りまたは保管するかを問わず、次に定める条件と制限にしたがい、責任を負う。

- a) 港湾荷役業者は、第50条に定める作業をなす場合、自己の責めに帰すべき損害について責任を負う。
- b) 港湾荷役業者は、第51条に定める作業をなす場合、寄託者によって通告されたとおりの運送品を受取ったものと推定される。

②港湾荷役業者は、運送品に生じた損害について責任を負う。ただし、それらの損害が次に掲げる事由から生じた場合はこのかぎりではない。

- 1° 火災
- 2° 港湾荷役業者の責めに帰すことのできない事故を構成する事由
- 3° 原因のいかんを問わず、部分的または全面的なストライキ、ロックアウト、作業妨害
- 4° 荷送人の過失、特に、不適切な運送品の荷造、包装または記号に関する過失
- 5° 運送品の固有の瑕疵

③前項各号の場合において、損害の賠償を請求する者は、運送品の滅失または損傷の全部または一部が、港湾荷役業者またはその使用人の過失によって生じたことを証明することができる。

#### 法第54条〔港湾荷役業者の責任制限〕

(1986年12月23日の法律第86－1292号により改正) 港湾荷役業者は、いかなる場合においても、本法第28条に定める金額および本法第43条に規定する命令によって定める金額を超えて責任を負わない。ただし、運送品の価額が港湾荷役業者に通告された場合はこのかぎりでない。

#### 法第55条〔特約禁止〕

次に定める目的または効果を直接または間接に有するすべての約款は、荷送人、荷受人またはその権利承継人に対しては、これを無効とする。

- a) 第53条に定める責任につき港湾荷役業者を免責させること。
- b) 本法が定める港湾荷役業者の負担すべき証明責任を転換すること。
- c) 第54条の適用により定められた金額を下まわる金額をもって港湾荷役業者の責任を制限すること。
- d) 運送品の保険契約から生じる利益を港湾荷役業者に譲渡すること。

#### 法第56条〔時効期間〕

港湾荷役業者に対するすべての訴権は、本法第32条および第46条に定める条件にしたがって、時効により消滅する。

### 法第57条〔適用法規〕

国際的事項については、本章に定める荷役作業は、当該荷役業者が作業を行う港に適用される法律にしたがうものとする。

### 附 則

### 法第58条〔廃止規定〕

商法典第229条および第273条ないし第310条および第433条第2項および第3項、ならびに海上物品運送に関する1936年4月2日の法律その他本法に抵触するすべての規定はこれを廃止する。

### 法第59条〔施行期日〕

①本法は傭船契約および海上運送契約に関する施行法を定める命令がフランス共和国官報に公布された日から3ヵ月経過した日から、これを施行する。

②本法は、前項の日以後に締結された契約にこれを適用する。

### 令第82条〔施行期日〕

①本命令は、フランス共和国官報に公布された日から3ヵ月経過した日から、これを施行する。

②本命令は、前項の日以後に締結された契約にこれを適用する。

### 法第60条〔適用範囲〕

本法は、海外領土にもこれを適用する。

### 令第83条〔適用範囲〕

本命令は、海外領土にもこれを適用する。

## 航海船その他の船舶の地位に関する 1967年 1 月 3 日の法律第67－ 5 号

### 第 1 章 船舶の特定およびフランス国籍

#### 法第 1 条〔船舶の特定〕

船舶は、次の要素をもってこれを特定する。

- －名称
- －船籍港
- －国籍
- －トン数

#### 令第 1 条〔船舶の名称〕

各船舶には、他の船舶と区別する名称を付さなければならない。

#### 令第 2 条〔船舶のトン数〕

トン数は、船舶の容積をもってこれを表示する。

#### 法第 2 条〔船舶のフランス国籍〕

①船舶は、フランス国籍を有することにより、フランス共和国の国旗を掲げる権利およびこれに伴う利益を享受することができる。

②前項の行政上の行為は、フランス船舶国籍証明書をもってこれを確認する。

#### 三 法第 3 条〔フランス船舶としての国籍取得要件〕

一 (1975年 4 月 29日の法律第75－300号により改正) 船舶がフランス国籍を取得するためには、次に定めるいずれかの要件を充たさなければならない。

1° 船舶の持分の少なくとも半分以上をフランス人が有すること。このフランス人がフランス共和国の領土内に居住する期間が 1 年につき 6 ヶ月に満たない場合には、この者は、船舶の所有権およびその他の権

利関係に関する行政上または裁判上のすべての問題のために、フランス共和国の領土内に住所を選定しなければならない。

2° フランス共和国の領土内に本店を有する会社については、会社が船舶の持分の全部を有すること。

ただし、フランスと他の国との間において締結された条約の適用により、フランスの法律にしたがって設立された会社が当該国の領土内において適法に活動し、かつ、その本店を当該国の領土内に置くことができる場合であって、かつ、船舶の所有権およびその他の権利関係に関する行政上または裁判上のすべての問題のためにフランス共和国の領土内に住所を選定しているときは、その会社は、当該国に本店を置くことができる。

上記の要件のほか、次の会社にあつては、本店所在地のいかんを問わず、そこに掲げた者は、フランス人でなければならない。

- a) 株式会社においては、社長、副社長、および取締役会構成員の過半数または理事会構成員の全員および監事会構成員の過半数
- b) 株式合資会社においては、業務執行者の全員および業務監査役会構成員の過半数
- c) 合資会社、有限会社、合名会社および民事会社においては、業務執行者および会社資本の少なくとも2分の1に相当する持分を有する社員

3° 船舶共有における持分の割合のいかんにかかわらず、本条第1号に定める条件を充たしたフランス人と本条第2号に定める条件を充たした会社とが船舶の持分のすべてを有すること。

4° リース取引による船舶の所有権取得のために認められた買取権を行使したときにおいて、次に定める船舶の持分につきそこに定めた者がこれを取得しうること。

- a) 残高についての所有権の権利者がいかなるものであれ、本条第1号に定める条件を充たしたフランス人が、船舶の持分の半分以上を有すること。
- b) 本条第2号に定める条件を充たした会社が持分の全部を有すること。
- c) 船舶共有における持分の割合いかにかわらず、本条第1号の条件を充たしたフランス人と本条第2号の条件を充たした会社とが、船舶の持分の全部を有すること。

**法第 3-1 条〔フランス船舶としての国籍取得の特例〕**

(1975年4月29日の法律第75-300号により追加) 第3条に定める場合のほか、次の各号においては、海運担当大臣および経済・財政大臣の特別の承認をもって、フランス船舶としての国籍を認めることができる。

- 1° 第3条第2号、第3号、第4号bまたは第4号cに定めるいずれかの場合において、前条に定める国籍、住所または本店に関する条件を充たした自然人または法人が船舶の持分の全部についてではなくとも、その半分以上について権利を有する場合であって、かつ、船舶の管理がこれらの者によって行われているか、または、第3号第1号または第2号に定める条件を充たしたその他の者に委託されているとき。
- 2° 船舶がその船舶の支配、機装、利用および航海管理を行うフランス国籍の機装者に裸傭船され、かつ、この場合に旗国法が当該国の国旗の放棄を認めているとき。

**令第3条〔船舶の積量〕**

管海官庁は、船舶積量に関する法規を定め、かつ、現行条約の規定にしたがった積量証書を船舶所有者に交付する。

**令第4条〔同一性の外部標識〕**

船舶は、管海官庁の定める条件にしたがって、船舶を識別する外部標識を表示しなければならない。

**法第4条〔国籍証書の備置き〕**

航海を行うすべての船舶は、船舶国籍証明書を船内に備え置かなければならない。

**第2章 船舶の建造****法第5条〔契約書の作成〕**

注文者の計算において船舶を建造する場合には、その契約については書面を作成しなければならない。その契約の変更は書面によってこれを行い、これに反する場合には、その変更は無効とする。

**令第5条〔届出義務〕**

自己の計算において、または注文者の計算において船舶を建造する者は、所轄の管海官庁に対してその届出をしなければならない。

#### 令第6条〔届出義務の例外〕

命令第5条の規定は、総トン数が10トンを超えない船舶の建造にはこれを適用しない。

#### 法第6条〔船舶所有権の帰属および移転時期〕

反対の合意がないかぎり、船舶の建造者は、注文者へ所有権を移転するまで建造中の船舶の所有権を有する。船舶の所有権は、試運転後船舶の引渡と同時に移転する。

#### 法第7条〔船舶建造者の瑕疵担保責任〕

船舶の建造者は、注文者が無留保で船舶の引渡を受けたときであっても、船舶の隠れた瑕疵について担保責任を負う。

#### 法第8条〔時効およびその起算点〕

船舶の建造者の担保責任を追及する訴権は、1年の時効により消滅する。この期間は、隠れた瑕疵に関与するときは、その発見の時からこれを起算する。

#### 法第9条〔船舶修繕業者の瑕疵担保責任〕

船舶修繕業者は、第7条および第8条の定める条件にしたがって、その作業に起因する隠れた瑕疵について担保責任を負う。

### 第3章 船舶所有権に関する行為の方式

#### 法第10条〔船舶所有権に関する行為の方式〕

①フランス船舶上の所有権その他の物権の設定、移転または消滅に関する行為は、すべて書面によってこれを行わなければならない。これに反する場合には、これらの行為は無効とする。

②前項の規定は、定期傭船契約および裸傭船契約ならびに1年を超える期間につき締結され、または1年を超えて契約の更新が行われる運送貨の

譲渡契約についてもこれを適用する。

③前2項の書面には、契約当事者および船舶の特定に必要な事項を記載しなければならない。この記載事項は、省令をもってこれを定める。

## 第4章 共有船舶の利用

### 法第11条〔船舶の利用に関する決議〕

①共有船舶の利用に関する決議は、共有者の有する持分の過半数をもってこれを行う。ただし、本法第25条に定める場合はこのかぎりではない。

②各共有者は、その有する持分の数に応じた議決権を行使する。

### 法第12条〔少数持分権の保護〕

①少数持分権者は、反対の条項のある場合といえども、多数決による決議に対して裁判所に異議を申し立てることができる。この申立ては、3年以内にこれを行わなければならない。

②決議に形式上の瑕疵がある場合、または決議が共有者全体の利益に反し、かつ、少数持分権者の利益を害して多数持分権者の利益のみを図るものである場合には、裁判所は決議を取消することができる。

### 法第13条〔決議不成立の場合の措置〕

多数決による決議が成立しない場合、または多数決の決議が裁判所により繰返し取消される場合、裁判所は、共有者の一人の申請に基づいて、船舶の仮管理人の選任、もしくは船舶の競売、またはその双方の措置をとることができる。

### 法第14条〔船舶管理人〕

共有者は、多数決により、船舶の管理を一人もしくは数人の共有者または共有者以外の者に委託することができる。

### 法第15条〔船舶管理人の公示〕

一人または数人の船舶管理人の存在を第三者に知らせる法定の公示がなされていない場合には、すべての共有者を船舶管理人とみなす。

### 令第7条〔船舶管理人の公示〕

船舶管理人の選任、辞任および解任は、命令第90条に定める登記カードおよび船舶国籍証書に記載して、第三者に対し公示しなければならない。

### 法第16条〔船舶管理人の業務執行〕

複数の船舶管理人がいる場合には、全員の同意をもって業務を行う。

### 法第17条〔船舶管理人の権限〕

①船舶管理人は、あらゆる状況の下で共有者の名において業務の執行を行う一切の権限を有する。

②船舶管理人の権限に加えた契約上の制限は、第三者に対する関係においては効力を有しない。

### 法第18条〔船長の義務〕

船長は、船舶管理人の指示にしたがわなければならない。

### 法第19条〔共有者の損益分配等〕

(1987年6月26日の法律第87-444号により改正) 船舶の利用により生じた損益は、船舶上の共有持分の割合にしたがって共有者にこれを分配する。また、共有者は持分の割合にしたがって船舶の共有により生じた費用を分担し、第11条に定める多数決の決議に基づいてなされた船舶管理人の払込請求に応じなければならない。

### 法第20条〔共有者の責任〕

①船舶管理人たる共有者は、反対の特約がある場合といえども、船舶の共有により生じた債務につき無限かつ連帯の責任を負う。

(1987年6月26日の法律第87-444号により追加) 《②船舶管理人でない共有者は、船舶の共有により生じた債務につき各自の船舶上の持分の割合に応じて無限責任を負う。ただし、反対の特約をもって、船舶上の持分を限度として共有により生じた債務を弁済することができる。》

《③船舶管理人でない共有者については、特約をもって連帯の責任を負う旨を定めることができる。》

《④一人または数人の船舶管理人が共有者でない場合は、持分の過半を

有する共有者が船舶の共有により生じた債務につき無限かつ連帯の責任を負う旨を定めなければならない。この定めのない場合には、すべての共有者が無限かつ連帯の責任を負う。》

《⑤前3項に定める合意は、法定の公示がなされた後でなければ第三者に対して対抗することができない。》

#### **法第21条〔共有者の死亡等〕**

共有者の死亡、無能力または破産は、当然に船舶の共有を解消させるものではない。

#### **法第22条〔持分の譲渡〕**

《①(1987年6月26日の法律第87-444号により改正) 共有者はその持分を自由に譲渡することができる。ただし、第20条に定める限度内において、持分譲渡の法定公示前に生じた債務については責任を免れることはできない。》

②反対の条項のある場合といえども、フランス船舶の国籍喪失を伴う持分譲渡には、他の共有者の許可を得なければならない。

#### **令第8条〔共有持分の公示〕**

共有者が持分を譲渡したときは、これを船舶登記カードに記載しなければならない。

#### **法第23条〔持分の償還〕**

船舶の乗組員たる共有者が解雇された場合、その共有者は、共有から脱退し、持分の償還を請求することができる。償還価格について合意に達しないときは、仲裁による場合を除き、裁判所がこれを決定する。

#### **法第24条〔持分上の抵当権の設定〕**

三〇五 共有者は、第6章に定める条件および方式にしたがって、持分の上に抵当権を設定することができる。

#### **法第25条〔船舶上の抵当権の設定〕**

船舶管理人は、船価の4分の3以上にあたる持分を有する共有者の承諾に基づいて船舶に抵当権を設定することができる。

**法第26条〔船舶共有の終了〕**

船舶の共有は、強制競売、任意競売または裁判所の判決により終了する。

**法第27条〔任意競売の決定〕**

任意競売は、船価の過半数に当る持分を有する共有者が決定する。売買の方法は、売却の決定をもってこれを定める。

**法第28条〔共有の解散〕**

第13条の適用に基づいて船舶共有の解散を宣告する裁判所は、船舶売買の条件を決定する。

**法第29条〔持分の差押え〕**

船舶の持分の過半数が差し押えられたときは、船舶全部を売却しなければならない。ただし、持分の差押えを受けていない他の共有者が重大かつ正当な理由に基づき異議を申し立てた場合はこのかぎりではない。

**法第30条〔反対の特約〕**

本章の規定と異なる特約が認められる場合、その特約は書面によらなければこれを無効とする。

**令第9条〔管轄裁判所〕**

航海船その他の船舶の地位に関する1967年1月3日の法律第67－5号第12条および第13条に定める異議申立てを管轄する裁判所は、船舶の船籍港を管轄する裁判所とする。

## 第5章 船舶先取特権

**法第31条〔船舶先取特権のある債権〕**

次に掲げる債権を有する者は、船舶、その債権の発生した航海の運送貨、ならびに航海開始後に取得した船舶および運送貨に付帯する財産の上に先取特権を有する。

1° 船舶の競売および競売代金の分配のために要した裁判上の費用。

- 2° トン税または入港税その他の公租公課、水先案内料、最後の港に入港した時以後の船舶の管理および保存のための費用。
- 3° 船長、乗組員その他船内業務に従事する者の雇用契約に基づく債権。
- 4° 救助および救援に基づく報酬請求権ならびに船舶に対する共同海損分担請求権。
- 5° 船舶衝突その他の航海上の事故または港および航路上の構造物に生じた損害に対する賠償請求権、旅客および乗組員に生じた身体傷害に基づく賠償請求権、積荷または手荷物の滅失または損傷に基づく賠償請求権。
- 6° 船舶の保存または航海の継続の必要のために、船長がその法定の権限により船籍港以外の地において締結した契約、またはなした行為に基づく債権。この場合、船長が船舶所有者であると否とを問わず、また、船長の債権であるか、需品供給業者、修繕業者または貸金業者その他の者の債権であると否とを問わない。

#### 法第32条〔船舶先取特権と抵当権との競合〕

前条に列举する先取特権を有する債権は、抵当権登記の順位がいかなるものであっても、すべての抵当権に優先する。

#### 法第33条〔普通法上の先取特権と抵当権との競合〕

債権者は、普通法上の先取特権を援用することもできる。ただし、その先取特権によって担保された債権は、抵当権登記の順位がいかなるものであっても、抵当権に劣後する。

#### 法第34条〔船舶および運送貨に付帯する財産〕

①第31条の定める船舶および運送貨に付帯する財産とは、次の権利をいう。

- 1° 船舶に生じ、かつ、いまだ回復されていない物的損害または運送貨の喪失について船舶所有者が有する損害賠償請求権。
- 2° 共同海損たる行為により船舶が物的損害を被り、かつ、その損害を回復しない場合、または運送貨を喪失した場合、その共同海損について船舶所有者が有する請求権。
- 3° 航海の終了時までになされた救援または救助に基づき船舶所有者の

有する報酬請求権。ただし、船長その他の船内業務に従事する者に支払われるべき金額はこれを控除する。

②旅客運送賃はこれを運送賃と同視する。

### 法第35条〔保険金請求権等〕

保険契約により船舶所有者の有する保険金請求権はこれを船舶または運送賃に付帯する財産としない。国または公共団体の奨励金、補助金その他の助成金もまた同様とする。

### 法第36条〔船内業務に従事する者の先取特権〕

第31条の規定にかかわらず、船内業務に従事する者のために定められた先取特権は、同一の雇入れ契約期間中になされたすべての航海についての運送賃の総額の上に存在する。

### 法第37条〔船舶先取特権の順位—その1〕

①同一の航海に関する債権は、第31条に掲げる順位にしたがって先取特権を有する。

②第31条の各号に定める同一順位の債権は、売却代金不足の場合はその債権額の割合に応じて弁済を受ける。

③前項の規定にかかわらず、第31条第4号および第6号に定める債権は、各号に定める債権ごとに、債権の発生した日時と逆の順位にしたがって優先弁済を受けるものとする。

④同一の事故に関して発生した債権は同時に発生したものとみなす。

### 法第38条〔船舶先取特権の順位—その2〕

①各航海より生じた先取特権を有する債権は、その前の航海より生じた債権に優先する。

②前項の規定にかかわらず、単一の雇入れ契約による複数の航海により生じた債権は、最後の航海より生じた債権と同順位とする。

### 法第39条〔船舶先取特権の追及効および消滅〕

①第31条に定める先取特権は、船舶が移転された場合においても、引き続きその船舶の上に効力を有する。

②船舶先取特権は 1 年の期間の経過により消滅する。ただし、第31条第 6 号に定める需品供給業者の債権については、この期間はこれを 6 ヶ月に短縮する。

**令第10条〔船舶先取特権の消滅期間の起算点—その 1〕**

航海船その他の船舶の地位に関する1967年 1 月 3 日の法律第67- 5 号第39 条に定める期間は、つぎに掲げる時から起算する。

- 1° 救援および救助の報酬請求権を担保する先取特権については、これらの活動が終了した日。
- 2° 船舶衝突およびその他の事故ならびに身体傷害に基づく損害賠償請求権を担保する先取特権については、その損害が発生した日。
- 3° 積荷もしくは手荷物の滅失または損害に基づく債権を担保する先取特権については、積荷もしくは手荷物の引渡のあった日、または引渡のなされるべきであった日。
- 4° 航海船その他の船舶の地位に関する1967年 1 月 3 日の法律第67- 5 号第31条 6 号の定める修繕および供給に基づく債権またはその他の債権を担保する先取特権については、その債権の発生した日。

**令第11条〔船舶先取特権の消滅期間の起算点—その 2〕**

前条の場合を除き、先取特権の存続期間は、債権の弁済期の到来した日から起算する。

**令第12条〔船舶先取特権の消滅期間の起算点—その 3〕**

船長、乗組員その他の船内業務に従事する者の債権は、前払金または内払金の請求によっては前条に定める弁済期が到来したものとしな

**法第40条〔船舶先取特権の消滅事由〕**

船舶先取特権は、債務の一般的消滅事由によるほか、次に掲げる事由により消滅する。

- 1° 税関、警察または保安に関する法律の違反に基づいて宣告される船舶の没収。
- 2° 船舶の裁判上の売却。
- 3° 所有権の譲渡の場合、移転行為の公示後 2 ヶ月の経過。

**法第41条〔運送賃等の先取特権〕**

運送賃の上に存在する先取特権は、運送賃が未だ支払われていない場合、

または運送貨として支払われた金銭を船長または船舶所有者の代理人が占有している場合に限り、これを行行使することができる。船舶に付帯する財産の上に存在する先取特権についても同様とする。

#### 法第42条〔船舶先取特権の対象とされる船舶〕

第31条ないし第41条の規定は、船舶所有者、船舶所有者以外の船舶機装者または再傭船者により運航される船舶にこれを適用する。ただし、違法行為によって船舶所有者が船舶の占有を奪われた場合、および債権者が善意でなかった場合を除く。

## 第6章 船舶抵当権

#### 法第43条〔船舶抵当権の設定〕

①フランス船籍を有する航海船その他の船舶は、これに抵当権を設定することができる。ただし、約定抵当権に限られる。

②船舶抵当権は書面をもって設定することを要し、これに反するときは無効とする。

##### 令第25条〔抵当権登記略表の備置き〕

船舶には、出港の時に最新の抵当権登記略表 (tableau sommaire des inscriptions hypothécaires) を備え置かなければならない。

#### 法第44条〔船舶抵当権の設定者〕

船舶抵当権の設定は、船舶所有者または船舶所有者から特別の委任を受けた代理人のみが、これに同意することができる。

#### 法第45条〔建造中の船舶〕

船舶抵当権は、建造中の船舶にこれを設定することができる。

##### 令第13条〔建造中の船舶への抵当権の設定〕

①建造中の船舶を目的とする抵当権は、第5条に定める届出の後に、これを設定することができる。

②前項の届出は、船舶が建造される地において、船舶登記官 (conservateur des hypothèques maritimes) に対しこれをなさなければなら

い。届出書には、建造中の船舶を特定するのに必要な事項を記載しなければならない。

#### 法第46条〔船舶抵当権の目的〕

①船舶または船舶の共有持分に設定された抵当権は、反対の特約がない限り、船体ならびにすべての属具、機関、船具および索具に及ぶ。

②船舶抵当権は運送賃には及ばない。

#### 法第47条〔船舶抵当権の物上代位〕

①船舶が滅失または損傷を被った場合には、船舶抵当権は、次に掲げる請求権について船舶および属具に代位する。

a) 船舶の被った物的損害に基づき船舶所有者が有する損害賠償請求権

b) 共同海損により船舶が被った損害について船舶所有者が有する共同海損分担請求権

c) 船舶抵当権の登記後になした海難救助または救援について船舶所有者が有する報酬請求権。ただし、当該船舶の滅失または損傷に相当する金額を限度とする。

d) 船舶保険に基づく保険金請求権

②債権者の異議申立て前に善意でなされた支払いは有効とする。

#### 法第48条〔船舶抵当権の公示および保全〕

船舶抵当権の公示および保存の条件は、命令をもってこれを定める。

##### 令第14条〔管轄官庁〕

船舶抵当権の登記手続は、税関がこれを管掌する。

##### 令第15条〔船舶抵当権の公示〕

船舶抵当権は、船舶が建造される地において、または、すでに船舶国籍証書が交付されているときは、船舶が登記された地において、船舶登記官が管理する特別登記簿に登記することにより、これを公示する。

##### 令第16条〔登録申請の添付書類等〕

①フランス国内または関税法典第119 bis-3 条および第429-3 条に定める国の一つにおいて建造された船舶の所有者で、船舶の登録を申請する者は、登録に必要な書類に、建造中の船舶の登記簿謄本または登記のないことを証

明する証明書を添付しなければならない。

②登記の地が建造の地と異なる場合には、抹消されていない登記は、船舶登記官が、職権により、当該登記の日付をもって登録の地の登記簿にこれを転記する。

③船舶が船籍港を変更した場合には、抹消されていない登記は、新しい船籍港の船舶登記官が、職権により、当該登記の日付を記載してその登記簿にこれを転記する。

#### 令第17条〔登記申請書類〕

①登記申請者は、抵当権設定証書が私署証書である場合、もしくは公証人が正本を保存していない場合には、原本の一通を、または抵当権設定証書の正本を公証人が保存している場合には、その謄本を船舶登記官に提出する。提出された原本は船舶登記官がこれを保管する。

②申請者は、次に掲げる事項を記載して署名した申請書を三通添付する。

- a) 債権者および債務者の氏名、職業および住所
- b) 証書の日付および種類
- c) 証書に記載された債権の金額
- d) 利息および返済に関する約定
- e) 抵当権が設定された船舶の名称その他船舶を特定するに足りる事項、船舶国籍証書または建造届出書の日付
- f) 船舶抵当権の登記をなす地において申請者が選定した住所

#### 令第18条〔船舶抵当権の登記手続等〕

①船舶抵当権の登記に関する事項は、船舶登記カードにこれを記載する。船舶登記官は、申請書の一通および抵当権設定証書が公正証書であるときはその謄本を申請者に返却する。船舶登記官は、申請者に返却される申請書の下欄に、命令第15条に定める登記簿への登記がなされたことを証明する。

②登記された抵当権の変更または抹消の申請書は、これを三通作成しなければならない。

#### 法第49条〔登録前に設定された船舶抵当権〕

買主が、フランス国外で購入または建造した船舶の上に、船舶の登録前に設定した抵当権は、フランスにおいて公示されることを条件として効力を生じる。

#### 令第19条〔登録前に設定された船舶抵当権の登記〕

買主が、フランス国外で購入または建造した船舶の上に、船舶の登録前に設定した抵当権は、フランス国内に予定する船籍港の登記簿にこれを登記しなければならない。

#### 法第50条〔約定担保権の効力〕

①船舶の登録前に設定された約定担保権は、次に掲げる条件を充たすものにかぎり効力を生じる。

- 1° 旗国法、または旗国法がないときは、船舶の建造地の法律にしたがいこれを公示したこと。
- 2° 船舶移転証書の作成前に取得者に通知したこと。
- 3° 登録の時に命令の定めにしたがいこれを公示したこと。

②外国法の適用により設定された担保権で、本条が適用されるものは、命令をもってこれを定める。

#### 法第51条〔船舶抵当権の順位〕

①同一の船舶または同一の持分に二個以上の抵当権が存在する場合には、その順位は登記日付の先後により、先に登記された抵当権が優先する。

②同じ日に登記された抵当権は、登記の時刻の先後を問わず、同一順位とする。

#### 法第52条〔公示の効力〕

①適法な公示は、その日付の日から10年間、船舶抵当権を保全する。この期間の満了前に公示が更新されない場合には、公示の効力は、その期間の満了をもって消滅する。

②前項の公示は、元本と同一の順位で、公示のあった年およびその後二年間の利息を担保する。

#### 法第53条〔抵当権設定証書の譲渡〕

抵当権設定証書が指図式である場合には、船舶抵当権は証書の裏書交付により移転される。

#### 法第54条〔登記の抹消〕

登記は、抹消のための能力を有する者の合意、または裁判所の既判力の

ある判決をもってこれを抹消する。

#### 令第20条〔登記の抹消手続〕

①登記の抹消は、裁判によりまたは当事者の合意により、これを行うことができる。

②判決によらない場合には、船舶登記官は、債権者またはその権利を証明する譲受人が抹消に同意する旨の公正証書または私署証書を提出した場合に限り、登記の全部または一部を抹消することができる。

③船舶登記官は、即時に、登記の全部または一部を抹消する。

#### 法第55条〔追及権〕

①船舶またはその持分の上に登記された抵当権を有する債権者は、当該船舶がいかなる者の所有に属している場合といえども、その船舶を追及し、登記の順位にしたがって弁済の順位を定め、かつ弁済を受けることができる。

②船舶抵当権が持分の上に設定された場合には、債権者は、当該持分のみを差押え、かつ競売に付すことができる。ただし、持分の過半数に抵当権が設定されたときは、債権者は、差押えの後に、船舶共有者を競売手続に呼び出したうえ、船舶全部を競売に付すことができる。

#### 法第56条〔持分抵当権の追及効〕

①船舶共有の場合には、民法典第883条の規定にかかわらず、一人または数人の船舶共有者が共有中に持分に設定した抵当権は、共有財産の分割または競売後も存続する。

②前項の規定にかかわらず、競売が裁判上行われる場合には、持分の上に抵当権を有する債権者の権利は、競売代金のうち当該持分に属する部分から優先弁済を受ける権利に制限される。

#### 令第21条〔抹除—その1〕

①抵当権が設定された船舶またはその持分の買主で、航海船その他の船舶の地位に関する1967年1月3日の法律第67-5号第55条および第56条により認められる追及権の抹除を望む者は、追及権が行使される以前に、または追及権が行使された日から15日以内に、登記されたすべての債権者に対し、登記簿上記載された選定住所に宛て、次に掲げる書類を送達しなければならない。

1° 所有権移転証書の抄本。これには、証書の日付および種類、売主の氏名、船舶の名称、種類およびトン数、ならびに価格の一部を構成する費用のみが記載される。

2° 三つの欄からなる表。第一欄には登記の日付、第二欄には債権者の氏名、第三欄には登記された債権の金額が記載される。

②前項の通知書には、弁護士を選任が含まれる。

#### **令第22条〔滌除—その2〕**

取得者は、前条に定める通知をもって、抵当権の付された債務を、弁済期が到来していると否とを問わず取得価格を限度として直ちに弁済する用意がある旨を通告しなければならない。

#### **令第23条〔増価競売—その1〕**

①債権者は、価格を10分の1以上増加し、かつ、その価格および費用の支払いを保証する旨を申し出ることにより、船舶またはその持分の競売を請求することができる。

②増価競売の請求書は、債権者が署名し、滌除の通知を受けた日から10日以内にこれを取得者に送達しなければならない。この請求書には、増価競売の開始命令を得るために、船舶が所在する地、または船舶が航海中のときはその船舶港の所在地を管轄する大審裁判所への召喚状が含まれる。

#### **令第24条〔競売手続〕**

競売は、債権者または取得者の請求により、差押えに基づく競売について定める方式にしたがってこれを行う。

### **法第57条〔国籍を喪失させる行為の禁止〕**

①抵当権が設定された船舶の国籍を喪失させる故意のある行為は、これを禁止する。

②前項の行為がその禁止に反する意思をもってなされたときは、その行為者は、これを刑法典第408条に定める刑罰に処す。

## **第7章 船舶所有者の責任**

### **法第58条〔制限債権および責任制限を妨げる行為〕**

(1984年12月21日の法律第84—1151号により改正) ①船舶所有者は、損害が

その船舶上において生じたとき、または損害がその船舶の航行もしくは利用と直接の関係を有するときは、契約の相手方または第三者に対する責任を、以下に定める条件にしたがい、かつ、国に対する場合といえども制限することができる。

②船舶所有者は、前項に定める損害を防止または減少させるため執られた措置につき、またはその措置によって生じた損害につき、同一の条件にしたがってその責任を制限することができる。

③船舶所有者は、損害を生じさせる意図をもって、または無謀に、かつ、損害の生じるおそれのあることを認識して行った自己の作為または不作為により当該損害の生じたことが証明された場合には、自己の責任を制限することができない。

#### 法第59条〔難破物除去の責任〕

(1984年12月21日の法律第84－1151号により改正) 船舶所有者は、国その他の公法人が所有者に代わり、沈没し、難破し、乗り揚げ、または放棄された船舶(船舶上のすべての物を含む)の引揚げ、除去、破壊または無害化作業をなすことによって生じた債権に対しては、その責任制限をもって対抗することができない。

#### 法第60条〔非制限債権〕

次に掲げる債権に対しては、責任制限をすることができない。

- 1° 海難救助または共同海損の分担に基づく債権
- 2° 雇入契約から生じる船員の債権
- 3° 労働契約により船内において使用されているその他の者の債権

#### 法第61条〔責任の限度額〕

① (1984年12月21日の法律第84－1151号により改正) 第58条に定める船舶所有者の責任の限度額は、1976年11月19日ロンドンにおいて成立した海事債権についての責任制限に関する条約により定められた金額とする。

② (1986年12月15日の法律第86－1272号により改正) 《前項の規定にかかわらず、300トンに満たないトン数の船舶に関しその責任の一般的限度額は、トン数が500トンを超えない船舶につき1976年11月19日のロンドン条約第6条に定める限度額の半額とする。》

### 法第62条〔責任制限基金の形成〕

①同一の事故から生じる債権の総額が第61条により定められた責任限度額を超えるときは、法定の責任制限の範囲において船舶所有者が支払うべき賠償の総額は、船舶所有者またはこれに代わる他の者の請求により、単一の制限基金として形成される。

②前項の規定により形成された基金は、責任制限をもって対抗することのできる債権の支払にのみこれを充てるものとする。

③基金が形成されたのちは、制限基金が支払を求める者のために有効に処分できることを条件として、基金の留保を受ける債権者は、同一の債権につき、船舶所有者の他の財産上にいかなる権利をも行使することはできない。

### 法第63条〔責任制限の援用と債務の承認〕

船舶所有者が責任制限を援用し、または制限基金を形成する行為は、船舶所有者が自己の責任を承認したこととはならない。

### 法第64条〔制限基金の分配〕

(1984年12月21日の法律第84—1151号により改正) ①第62条に定める制限基金は、次に掲げる債権の支払にそれぞれ充てられる三つの部分から構成される。

- 1° 旅客の死亡または身体の傷害に関する債権の支払
- 2° 旅客以外の者の死亡または身体の傷害に関する債権の支払
- 3° 前2号以外の債権の支払

②基金の各構成部分においては、承認された債権額の割合に応じて債権者間に分配が行われる。

③旅客以外の者の死亡または身体の傷害に関する債権の額が第1項第2号に定める債権につき定められた責任制限の金額を超えるときは、その超過額は、第3号に定める死亡または身体の傷害により生じる債権以外の債権と競合する。

### 法第65条〔基金分配前に支払を受けた債権者への代位〕

船舶所有者が基金の分配前に第58条、第59条および第61条に定める債権

の一つにつきその全額または一部の金額を支払ったときは、その額を限度として、基金の分配においてその債権者に代位することを許される。ただし、基金が形成された国の法により、その債権者が船舶所有者に対して自己の債権を承認させることができる範囲を限度とする。

#### 法第66条〔責任限度額と船舶のトン数〕

（1984年12月21日の法律第84－1151号により改正）第61条の規定の適用については、同条に掲げる条約第6条第5項に定める船舶のトン数を考慮しなければならない。

（参照条文）条約第6条第5項 この条約の適用上、船舶のトン数は、1969年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Iに定めるトン数の測度に関する規則に従って計算される総トン数とする。

#### 法第67条〔基金の形成と差押の解除等〕

①船舶所有者が本法によりその責任の制限を許される場合、船舶所有者は、船舶その他自己の有する財産についてなされた差押の解除ならびに提供された保証および担保の解放を受けることができる。この場合、船舶所有者は、基金を形成したこと、または基金の形成に適したすべての担保を供与したことを事前に証明しなければならない。

②裁判官は、前項の適用に当り、フランス共和国領土においてだけでなく、差押債権の生じた事故の発生した港において、また事故が港において発生したものでないときは事故後の最初の寄港地において、また身体に対する損害もしくは物品に対する損害に関する債権にかかるときは下船または陸揚の港において、基金が形成され、または十分な担保が提供されているかどうかを考慮しなければならない。

#### 法第68条〔基金形成のための担保の提供〕

船舶所有者がその責任限度額に相当する金額につき担保を提供したときは、この担保は、同一の事故から生じ、かつ、船舶所有者がその責任を制限することのできるすべての債権の支払に充てられるものとする。

二九二

#### 法第69条〔船主以外に責任制限をなしうる者〕

①本章の規定は、傭船者、船舶義装者、船舶管理人ならびに船長その他

その職務の遂行に従事する海上または陸上の使用人に対しても、船舶所有者に対すると同様にこれを適用する。

②船長その他の乗組員は、個人責任を負う過失あるときであっても、本章の規定を援用することができる。

③船舶所有者、傭船者、船舶機装者または船舶管理人が船長その他の乗組員であるときは、前項の規定は、この者が船長その他の乗組員の職務の遂行において過失があったときに限り、これを適用する。

## 法第69条の2〔適用除外〕

(1984年12月21日の法律第84—1151号により追加) 本章の規定は、次に掲げる債権につき船舶所有者の責任の制限を定める特則の適用を妨げない。

——油濁損害より生じる債権

——原子力損害につき責任制限にしたがう債権

——原子力船の所有者または運航者に対する原子力損害より生じる債権

# 第7章 責任制限基金 (1967年10月27日の命令)

## 第1節 基金の形成および通則

### 令第59条〔管轄裁判所〕

船舶所有者または航海船その他の船舶の地位を定める1967年1月3日の法律第67—5号の第69条に定めるその他の者であって、同法第7章に定める責任制限の利益を受けようとする者はすべて、次に定める港を管轄する商事裁判所長に対して、清算手続を開始するため申立書を提出しなければならない。

(a) 船舶がフランス船であるときは、その船舶の船籍港

(b) 船舶が外国船であるときは、事故が発生したフランスの港、または事故後に最初に到達したフランスの港、これらの港がないときは、最初に差押えを受けた地または最初の担保が提供された地

### 令第60条〔申立書の記載事項および添付書面〕

①前条の申立書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

損害の発生した事故

航海船その他の船舶の地位を定める1967年1月3日の法律第67－5号の第7章の規定にしたがい算定された責任制限基金の最高額

その基金形成の態様

②前項の申立書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

1° 申立人に知れた各債権者につき、その住所、債権の種類および債権の確定額または暫定額を付記した申立人の証明書

2° 責任制限金額の算定を明らかにしたすべての書面

#### 令第61条〔基金形成手続の開始〕

①商事裁判所長は、申立人の記載した責任制限基金の金額が、航海船その他の船舶の地位を定める1967年1月3日の法律第67－5号の第7章の規定にしたがって算定されているかどうかを審査したのち、基金形成の手続を開始する。

②商事裁判所長は、基金形成の態様に関して決定する。

③商事裁判所長は、前項のほか、手続の費用に充てるため申立人によって支払われる予納金の額を決定する。

④商事裁判所長は、受命裁判官および清算人を任命する。商事裁判所長は、命令をもって申立につき裁判する。

#### 令第62条〔金銭による基金の形成と寄託〕

①金銭による払込がなされる場合、受命裁判官は基金を寄託すべき機関を指定する。この寄託は、申立人の名においてなされ、受命裁判官の許可がなければ、その払戻しを受けることができない。

②寄託された金銭の利息は、これを基金に繰り入れなければならない。

#### 令第63条〔担保による基金の形成〕

①基金が連帯保証その他の担保によって形成される場合、この担保は清算人の名において設定される。このようにして設定された担保に対しては、受命裁判官の許可なくしていかなる変更をも加えることはできない。

②前項の規定により提供された担保から生じる果実は、これを基金に繰り入れなければならない。

#### 令第64条〔裁判所長による基金形成の確認〕

裁判所長は、申立人の請求により、かつ、受命裁判官の報告書に基づいて、命令をもって基金の形成を確認する。

#### 令第65条〔基金の形成と強制執行の禁止〕

前条に定める商事裁判所長の命令がなされたときから、責任制限をもって対抗される債権をもっては、申立人に対していかなる強制措置をも執ることができない。

#### 令第66条〔申立人による手続への参加〕

受命裁判官および清算人の任命にかかわらず、申立人は呼出しを受け、すべての手続に参加することができる。

#### 令第67条〔同一事故により生じた債権をもってする相殺〕

①申立人が同一の事故から生じた損害に基づく債権をもって債権者に援用することが許されるときは、各債権は相殺され、本章の規定はその残額に対してのみ適用される。

②前項の場合を除き、申立人は、その債権をもって相殺することはできない。

#### 令第68条〔基金の形成と債権の利息〕

債権は、命令第64条に定める商事裁判所長の命令のあったときから利息の発生を停止する。

#### 令第69条〔申立人のためにする基金中の一部金額の留保〕

申立人が、航海船その他の船舶の地位を定める1967年1月3日の法律第67-5号の第65条に定める債権の一つにつき、その全部または一部の支払をのちに強制されることがある旨を証明したときは、受命裁判官は、申立人が同法第65条に定める条件にしたがって、基金の上の自己の権利をのちに援用することができるため充分な金額を暫定的に留保する旨を命令することができる。

#### 令第70条〔基金の形成と申立人に対し宣告された破産等の効力〕

命令第64条に定める商事裁判所長の命令がなされたのち申立人に対し宣告された破産、更生整理または財産整理は、基金の形成にはいかなる効果も及ぼさない。ただし、更生整理、財産整理、個人破産および破産犯罪に関する1967年7月13日の法律第67-563号の第29条および第30条の適用を妨げない。

## 第2節 債権の届出、調査、債権表

#### 令第71条〔債権者に対する基金形成の通知〕

①命令第64条に定める商事裁判所長の命令がなされたのち、清算人は、申立人がその氏名および住所を表示したすべての債権者に対して、基金の形成

がなされたことを通知しなければならない。

②前項の通知は、配達証明付書留郵便をもってしなければならない。この通知書には、商事裁判所長の命令の写しを添付し、かつ、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 船舶所有者またはその資格を付記したその他の申立人の氏名および住所
- 2° 船舶の名称およびその船籍港
- 3° 損害の発生した事故
- 4° 申立人により書面の名宛人が有するものとされる債権額

#### 令第72条〔通知書の記載事項〕

通知書には、前条に定める事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

書面の送付の日から30日の期間内に名宛人たる債権者はその債権を届出べき旨。この期間には、フランス本国以外およびヨーロッパに住所を有する債権者については10日間、それ以外の地に住所を有する債権者については、20日間の期間をそれぞれ加算する。

上記期間内において、債権者は申立人によりその債権に付せられた金額を争うことができる旨。

上記期間経過後は、債権者はその債権額を承諾したものとみなされる旨。

#### 令第73条〔債権届出通知の公告と届出期間徒過の効果〕

①前2条に定める通知書は、これを法定公告掲載紙に公示し、かつ、または数紙の外国刊行紙があるときは、それに公示しなければならない。掲載すべき刊行紙は、受命裁判官がこれを選定する。

②申立人によりその氏名および住所の表示がなされなかった債権者は、その住所地の国においてなされた公告の日から30日以内にその債権を届出ることができる。

③本条に定める公告には、その期間が経過したのちは、次に定める取扱いがなされる旨を明記しなければならない。

- 1° 申立人に知られてはいるが、その住所の不明な債権者は、その債権額を承諾したものとみなされる。
- 2° 申立人に知られていない債権者は、裁判所長の手続終了を宣する命令があるまでは債権を届出る権利を有するが、その債権の届出前に受命裁判官によって命じられた基金の分配についてはいかなる請求をなすこと

ができず、手続終了の命令前に債権の届出がなかったときは、その債権は消滅する。ただし、申立人がその債権の存在を知っていたことの証明があった場合はこの限りではない。この場合においては、申立人はその債権者に対して基金以外の財産をもって弁済の責めを負う。

#### 令第74条〔清算人による債権の審査〕

①清算人は、申立人の面前において債権の審査を行わなければならない。清算人または申立人が債権の存在または債権額を争うときは、清算人は、直ちに配達証明付書留郵便によってその旨を当該債権者に通知しなければならない。債権者は、その通知を受けたときから30日以内に、書面または口頭をもって自己の意見を述べるができる。この期間には、フランス本国以外およびヨーロッパに住所を有する債権者については10日間、それ以外の地に住所を有する債権者については20日間の期間をそれぞれ加算する。

②清算人は、その債権の承認または拒否をなすべき提案を受命裁判官に申し出なければならない。

#### 令第75条〔債権表の作成〕

債権表は、受命裁判官がこれを作成する。

#### 令第76条〔債権表の写しの送付〕

裁判所書記局は、債権表の作成後8日以内に、配達証明付書留郵便をもって、その債権表の写しを各債権者に宛て送付しなければならない。

#### 令第77条〔債権者および申立人による異議の申立〕

①債権表に記載された債権者は、命令第76条に定める書面の送達の日から30日以内に、その債権表に付記する方式によって裁判所書記局に対し、自己の債権以外のすべての債権について異議を申立てることができる。この期間は、フランス本国以外およびヨーロッパに住所を有する債権者については10日間、それ以外の地に住所を有する債権者については20日間の期間をそれぞれ加算する。

②申立人は、前項と同一の方式および期間をもって異議を申立てることができる。

#### 令第78条〔異議申立のあった債権についての裁判〕

命令第77条に定める異議は、その事件が商事裁判所の管轄に属するときは、受命裁判官の報告に基づき裁判するため、配達証明付書留郵便をもって予め当事者に対し通知したときから3日経過したのち、裁判所書記局によりこれを第1回の口頭弁論に付する。

**令第79条〔責任制限基金の額に対する異議申立〕**

債権者は、令第77条に定める期間が満了するまで、裁判所書記局に申立書を提出して責任制限基金の額を争うことができる。この申立書は、令第77条に定める期間内に裁判に付するため、書記局により商事裁判所に送付される。

**令第80条〔基金が形成された地の裁判所の管轄に服しない債権〕**

基金が形成された地の商事裁判所の管轄に服しない債権は、管轄裁判所による裁判が確定したときに限り、その確定額を記載することができ、それまでは仮りの金額としてこれを記載しなければならない。

**令第81条〔商事裁判所の裁判の効力〕**

争われた債権に関して、または申立人の責任の額に関して商事裁判所によりなされた裁判は、申立人およびその手続の当事者たるすべての債権者に対して対抗することができる。

### 第3節 配当

**令第82条〔配当手続〕**

①責任制限基金の額が確定し、かつ、承認された債権表が確定したときは、清算人は、受命裁判官に配当表を提出しなければならない。

②各債権者は、清算人から自己の受ける配当額の付記された配当表に関する通知を受ける。同時に各債権者は、清算人および受命裁判官の署名があり、かつ、執行文の付せられた取立証書を受領する。

③債権者は、前項の取立証書を提出して、基金の受寄者から、または金銭による払込がないときは申立人から支払を受ける。その支払がないときは、提供された担保により、また保証について支払を受ける。

**令第83条〔債権者のためにする仮の配当〕**

配当表の確定前においても、受命裁判官の命令に基づき、債権者のために仮の配当を行うことができる。

**令第84条〔配当の支払と手続の終結〕**

各債権者にその配当額が支払われたときは、申立人に対する債権は消滅する。すべての支払が完了したときは、受命裁判官の署名ある清算人の作成した報告書に基づき、裁判所長はその手続の終結を宣する。

## 第 4 節 不服申立の方法

### 令第85条〔控訴〕

控訴期間は、債権の額、異議または制限基金の額に関する裁判の送達がなされた日から15日間とする。控訴は、控訴院により略式手続をもって3ヵ月内に判決される。その判決は、正本に基づき執行力を有する。

### 令第86条〔受命裁判官の命令に対する異議申立の裁判〕

命令第75条および第83条の適用によりなされた受命裁判官の命令に対しては、第77条に定める期間内に異議の申立をすることができる。異議は、裁判所書記局に対する申立によって行う、第1審裁判所は、第1回口頭弁論においてこの申立に対する裁判を行う。

### 令第87条〔受命裁判官または清算人の選任・改任に関する不服申立〕

受命裁判官または清算人の選任または改任に関する商事裁判所長の命令に対しては、いかなる不服をも申立てることができない。

## 第 8 章 船舶の差押え

### 法第70条〔差押えに関する規定〕

船舶の差押えは、命令をもってこれを定める。

### 法第71条〔競売と船長の職務〕

差押えの場合において、船舶の競売は船長の職務の執行を停止する。ただし、船長が船舶所有者に対して損害賠償を請求することを妨げない。

## 第 1 節 通則

### 令第26条〔出航許可の禁止〕

港湾局は、差押えを許可した裁判所の決定の通知を受けた場合には、船舶の出航許可を拒否しなければならない。

### 令第27条〔大審裁判所長による出航許可—その1〕

大審裁判所長は、差押えがあった場合といえども、即決審理による裁判をもって、特定の一つまたは複数の航海について船舶の出航を許可することができる。この許可を得るためには、申請人は十分な担保を提供しなければならない。

#### 令第28条〔大審裁判所長による出航許可—その2〕

①大審裁判所長は、船舶が差押えを受けた港に帰航すべき期間を定める。大審裁判所長は、事情を斟酌して、後日この期間を変更することができ、さらに必要があるときは、船舶の航海を許可することができる。

②所定の期間を経過しても船舶が差押えを受けた港に帰航しない場合には、担保として寄託された金額は、債権者がこれを取得する。ただし、保険証券が担保する事故が発生した場合における保険金はこれを除外する。

### 第2節 仮差押え

#### 令第29条〔船舶仮差押えの許可〕

(1971年2月24日の命令第71-161号により改正) ①商事裁判所長、または商事裁判所のないときは小審裁判所裁判官は、申立てに基づく命令により、船舶の仮差押えを許可する。

②前項の許可は、債権が原則として理由あるものと一応証明されたときは直ちにこれを与えることができる。

#### 令第30条〔仮差押えの効果〕

仮差押えがあった場合には、船舶は出航することができない。仮差押えは、所有者の権利にいかなる影響をも及ぼさない。

### 第3節 強制執行

#### 令第31条〔強制執行の開始〕

強制執行は、支払の催告がなされてから24時間を経過しなければ、これを行ふことができない。

#### 令第32条〔支払催告—その1〕

支払の催告は、船舶所有者またはその者の住所に宛てこれを行ふ。

#### 令第33条〔支払催告—その2〕

支払の催告は、10日を経過したときは、失効する。

**令第34条〔執行官〕**

①差押えは、執行官がこれを行う。

②執行官は、その調書に次に掲げる事項を記載する。

差押債権者の氏名、職業および住所または居所

債務名義

債権者が支払を求める金額

支払の催告の日付

売却が行われるべき裁判所の所在地内で、かつ、船舶が繫留された地  
において債権者が選定する住所

船舶所有者の名称

船舶の名称、種類、トン数および国籍

③執行官は、ボート、船具およびその他の属具、備品ならびに燃料油を  
提示して、これを記載しなければならない。

④執行官は、保管者を定める。

**令第35条〔差押調書の送達〕**

差押調書は、港湾局および船舶の旗国の領事に対し、これを送達しな  
ければならない。

**令第36条〔所有者に対する呼出しおよび送達〕**

①差押債権者は、3日の期間内に、所有者に差押調書の写しを送達し、  
かつ、差押物件の売却手続が行われるべき旨を告知するために、所有者を差押  
地の大審裁判所に呼出さなければならない。

②所有者が裁判所の管轄区域内に住所を有しないときは、所有者に対する  
送達および呼出しは、差押えを受けた船舶の船長に対してこれを行い、船長  
がいな場合には、所有者または船長を代理する者に対してこれを行う。3  
日の期間は、フランス本土以外およびヨーロッパに住所を有する名宛人につ  
いては10日、それ以外の地に住所を有する者については20日の期間をそれぞ  
れ加算する。

③名宛人が、フランス本土外に居住し、かつ、代理人を有しない外国人で  
あるときは、呼出しおよび送達は、民事訴訟について定められた方式にした  
がってこれを行う。

**令第37条〔差押調書の登記〕**

①差押調書は、船舶がフランス船籍を有するときは、命令第15条に定める  
登記簿および命令第88条に定める船舶登記カードにこれを登記しなければな

らない。船舶がフランス船籍を有しないときは、差押調書は、差押地の税関が保管する特別のカードにこれを登記しなければならない。

②前項の登記は、調書の日付から7日の期間内にこれを行わなければならない。この期間は、差押地およびカードが保管される地の双方がフランス本土または同一の海外県もしくは同一の海外領土にないときは、20日の期間を加算する。

#### 令第38条〔登記簿写しの交付および債権者に対する通知—その1〕

①船舶がフランス船籍を有する場合には、船舶登記官は、登記簿の写しを交付する。

②差押えは、前項の写しの交付の日から7日以内に、登記された債権者に対し、その登記簿上選定された住所に宛てこれを通知しなければならない。この期間は、差押地ならびに差押えおよびその後の手続について審理すべき裁判所の所在地の双方がフランス本土または同一の海外県もしくは同一の海外領土にないときは、20日の期間を加算する。

③債権者に対する通知には、裁判所に出頭すべき日を記載しなければならない。出頭期間は、債権者の選定住所および裁判所所在地の双方がフランス本土または同一の海外県もしくは同一の海外領土にないときは、20日の期間を加算する。

#### 令第39条〔債権者に対する通知—その2〕

船舶がフランス船籍を有しない場合には、前条の手続は、次のようにこれを変更する。

通知は、命令第35条に定める領事に宛てこれを行う。

出頭期間は、前項の通知の日から30日以降60日以内とする。

#### 令第40条〔売却価額の決定等〕

裁判所は、その決定により、売却価額、売却条件、および、買受けの申出がない場合には、同じ決定をもって定める低額の売却価額で新たな競売が行われる日を定める。

#### 令第41条〔売却の実施〕

①売却は、大審裁判所の公売期日において、揭示後、かつ、この揭示を法定公告掲載紙に掲載してから15日後にこれを行う。ただし、裁判所が許可することができる他のすべての公示方法によることを妨げない。

②前項の規定にかかわらず、裁判所は、他の裁判所において、または、公証人もしくは船舶仲立人が関与する場合にはその事務所において、または、

差押えられた船舶が存在する他の港において、売却を実施することを命令することができる。

③前項の場合には、決定をもって公示方法を定める。

#### 令第42条〔掲示場所〕

掲示は、差押えられた船舶のメインマストまたはもっとも目につきやすい箇所、執行裁判所の正門、公共広場またはその船舶が繋留されている港の埠頭、商工会議所、税関および海事区域にこれを貼付する。

#### 令第43条〔掲示事項〕

掲示には、以下の事項を記載しなければならない。

競売の申立てをした者の氏名、職業および住所または居所  
債務名義

競売の申立てをした者に支払うべき金額

大審裁判所の所在地内で、かつ、差押えられた船舶の存在する地において競売の申立てをした者が選定した住所

差押えられた船舶の所有者の氏名、職業および住所

船舶の名称、および、船舶に船員が乗組んでいるときは船長の氏名、ならびに、機械によって推進する場合にはその出力

船舶所在地

売却価額および売却条件

競売の日、場所および時間

#### 令第44条〔差押え解除の請求〕

①差押え解除の請求は、競売前に、裁判所書記局に対してこれを行わなければならない。

②差押え解除の請求が競売後行われたときは、その請求は、法律上当然に、売却代金の交付に対する異議申立てとなる。

#### 令第45条〔差押え解除請求の猶予期間〕

①前条の請求者または異議申立人は、3日以内に、その理由を申し立てなければならない。

②被申請人は、3日以内に、その申立てに対して反論することができる。

③事件は、簡易の呼び出しにもとづき、これを弁論に付する。

#### 令第46条〔売却代金の交付に対する異議申立て〕

売却代金の交付に対する異議申立ては、競売の日から3日以内に限り、これを受理することができる。期間経過後の異議申立ては、これを認めない。

**令第47条〔増価競売の禁止〕**

増価競売は、裁判上の競売においては、これを認めない。

**令第48条〔売却代金の支払い〕**

買受人は、費用を負担することなく、預金供託金庫に競落後24時間以内にその代金を払込まなければならない。払込なき場合、買受人は、その付け値と次順位買受価額との差額を支払わなければならない。

**令第49条〔買受人の義務〕**

①支払または供託がない場合は、船舶は、再度の公示および掲示の3日後、不足額、損害額、利息および費用の支払を負担する買受人の付け値をもって、これを再度競売しかつ競落する。

②買受人は、売却代金の供託後5日以内に、売却代金の配当について協議を行うため、その選定住所にあてて送達する書面をもって債権者を呼出す裁判官の選任のための申請書を大審裁判所長に対し提出しなければならない。

**令第50条〔債権者の招集〕**

①債権者に対する招集通知は、裁判所に掲示しかつ法定公告掲載紙に掲載しなければならない。

②招集期間は、遠隔地を理由とする期間の加算をすることなく、15日間とする。

**令第51条〔異議ある債権者と配当実施〕**

異議ある債権者は、差押債権者または差押えを受けた第三者による催告後3日以内に、裁判所書記局に債権証書を提出しなければならない。これを提出しないときには、異議ある債権者を参加させることなく売却代金の配当を実施する。

**令第52条〔配当異議の申立て〕**

①債権者が売却代金の配当について合意に達しない場合には、債権者の主張および反論を記載した調書を作成する。

②各債権者は、8日以内に、証拠となる証書を添付して、配当順位の請求書を裁判所書記局に提出しなければならない。

③いずれか任意の者の請求に基づき、各債権者は、裁判外送達証書によって、裁判所に呼び出される。裁判所は、先取特権を有する債権者を含め、すべての債権者について審理する。

**令第53条〔控訴〕**

①控訴期間は、判決の送達から10日間とし、民事訴訟について定める附加

期間をこれに加える。

②控訴状には、呼出および控訴理由を記載しなければならない、これに反する場合は無効とする。

#### **令第54条〔債権表の作成〕**

控訴期間が経過してから 8 日以内に、または控訴がなされたときは判決から 8 日以内に、受命裁判官は、元本、利息および費用について配当順位を定めた債権表を作成する。順位が有効に決定された債権の利息は、差押債権者がその損害を負担してその発生を停止する。

#### **令第55条〔配当順位〕**

債権者の配当順位の決定および金銭の配当は、先取特権および抵当権を有する債権者間ではその順位にしたがい、その他の債権者間では債権の割合に応じて、これを行う。配当順位が定められた債権者は、元本についても、利息および費用についても、その順位にしたがう。

#### **令第56条〔異議申立ての費用〕**

異議申立ての費用は、配当すべき金銭から支払いを受けることができない。ただし、弁護士費用はこの限りでない。

#### **令第57条〔配当順位一覧表の交付〕**

①受命裁判官の命令により、裁判所書記官は、不動産の差押えに関する規定にしたがって、配当順位一覧表を預金供託金庫に交付する。

②前項の命令により、配当順位が決定されなかった債権者に関する記載の抹消が許可される。記載の抹消は、利害関係人の請求によりこれを行う。

#### **令第58条〔船舶共有持分の差押え〕**

① 1 個または数個の船舶共有持分の差押えおよび競売による売却代金の配当は、本条第 2 項および第 3 項に定める変更を除いて、本章の規定にしたがう。

②共有持分の差押えは、本命令第38条第 2 項および第 3 項に定める条件にしたがって、他の船舶共有者にこれを通知しなければならない。

③法第29条が定める場合には、差押え裁判所は、競売前に、異議申立てについて審理する。

## 第8章 船舶所有権その他の権利関係の登記

### 令第88条〔船舶登記の管轄〕

税関事務所は、船舶登記カードを管理する。

### 令第89条〔船舶の登記〕

①フランス国籍を有する船舶および本命令第5条の定めるところにより届出が強制されるフランス共和国領土において建造中の船舶は、これを登記しなければならない。

②前項の登記は、船舶港または船舶の建造地を管轄する税関事務所において、船舶の所有者または造船者がこれを申請しなければならない。

### 令第90条〔登記カードの作成〕

登記カードは、船舶の名称ごとにこれを作成する。1枚の登記カードは、各船舶にこれを充てるものとする。

### 令第91条〔カードの基本的記載事項〕

各カードには、次に掲げる事項を記載する。

- 1° 船舶の特定に適する事項。
- 2° 所有者の名称。複数の共有者がいる場合は、その持分の数または割合を付記した共有者の名称。
- 3° 本命令第92条に定める船舶上の権利に関する事項

### 令第92条〔登記カードの記載事項〕

登記カードには、次に掲げる事項を記載する。

- 1° 航海船その他の船舶の地位に関する1967年1月3日の法律第67-5号第19条の適用につき、船舶共有の合意をもって定められた船舶管理人の氏名。
- 2° 航海船その他の船舶の地位に関する同法第20条第2項に定める船舶共有の合意の条項。
- 3° 航海船その他の船舶の地位に関する同法第10条に定める行為および契約。
- 4° 航海船その他の船舶の地位に関する同法第10条第2項に定める契約条項で、傭船者に対して船舶機装者たる資格を与えるもの。
- 5° 航海船その他の船舶の地位に関する同法第10条第3号の適用に基づき

船舶の登録前に設定された約定担保権（訳注：本号に規定する第10条第3号は、第50条第1項第3号の誤りではないかとおもわれる。）。

6° 本命令第7条に定める決議。

7° 船舶の全部もしくは一部に設定された抵当権

8° 差押調書

#### 令第93条〔登記事項の対抗力〕

①本命令第92条（第1号ないし第6号）に掲げる行為は、登記カードに登記するまでは、第三者に対抗することができない。

②本命令第92条（第7号および第8号）に掲げる行為は、第15条に定める特別登記簿に登記するまでは、第三者に対抗することができない。

#### 令第94条〔制限基金の形成を確認する命令の登記〕

本命令第64条にしたがい責任制限基金の形成を確認する命令は、これを登記カードに記載しなければならない。

#### 令第95条〔登記簿の公示〕

登記簿はこれを公開する。税関事務官は、利害関係人の申請に基づき、所要の登記証明書を交付しなければならない。

#### 令第96条〔登記事項の船舶国籍証書への記載〕

①船舶登記カードに記載されたすべての事項は、これを船舶国籍証書に転記しなければならない。

②税関事務官は、本命令第92条（第1号ないし第6号）および第94条に定める行為のいずれか一つの登記をする前に、船舶国籍証書の提出を受けなければならない。

#### 令第97条〔船舶が滅失した場合等の手続〕

船舶所有者は、船舶が滅失または外国人に売却された場合、船舶国籍証書を返還し、かつ、当該船舶の登記カードの取消を申請しなければならない。

#### 令第98条〔命令をもって定める事項〕

①登記の方式、公示事項ならびに船舶国籍証書の交付の条件は、命令をもってこれを定める。

②登記カードを管理する税関および抵当権保存所の一覧表は、経済・財政大臣の命令をもってこれを定める。

## 附 則

#### 法第72条〔廃止規定〕

①商法典第190条ないし第220条，船舶抵当権に関する1874年12月10日の法律を改正する1885年7月10日の法律ならびに本法と抵触するその他のすべての規定は，これを廃止する。

②関税法典第216条，第217条，第218条，第221条および第237条ないし第254条はこれを廃止し，これに対応する本法の規定をもって代えるものとする。

**令第99条〔廃止規定〕**

本命令に抵触するすべての規定は，これを廃止する。

**法第73条〔施行期日〕**

本法は，航海船その他の船舶の地位に関する施行法を定める命令がフランス共和国官報に公布された日から3ヵ月経過した日からこれを施行する。

**令第100条〔施行期日〕**

本命令は，フランス共和国官報に公布された日から3ヵ月経過した日からこれを施行する。

**法第74条〔適用範囲〕**

本法は，海外領土にもこれを適用する。

**令第101条〔適用範囲〕**

本命令は，海外領土にもこれを適用する。